

尼崎市障害者計画関連事業等一覧

(※事務局抽出)

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策		取組内容(第4期)		中事業	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																			
基本施策1：保健・医療																			
③	リハビリテーションの充実	中事業	身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費(自立訓練(機能訓練))		身体障害者福祉センター指定管理	・身体障害者社会参加支援施設として、各種の相談、啓発事業 ・利用者の自立の促進等のための機能訓練	・利用者の自宅、職場等にサービス管理責任者や療法士が外向き、より生活に沿ったリハビリを心がけた。またサービス終了後に生活の質が低下しないよう、地域サービスと連携し、切れ目のないバリエーション、生活の充実をサポートできるよう、本人や家族との面談の機会をもった。 ・8月から実施された本館2階の工事のため、歩行訓練など通常のサービスの提供がしにくい状況となり、新規利用促進に向けた積極的取り組みはできなかった。	・引き続き、コロナにおいて、事業を継続しなければならぬため、感染状況に留意しながら、利用者の安全・安心の対策を行うとともに、外出を控えている利用者に対し、社会参加等の促進が行えるよう検討する必要がある。	維持(継続)	・改修工事やコロナ禍において、事業の縮小や利用時間、参加人数の制限等を余儀なくされているが、徹底した感染予防対策を講じながら、可能な限り、利用者が増加するよう、協議を進めていく。 ・感染予防対策を徹底したガイドラインを随時改定するとともに、外出を控えている利用者が施設利用を行うことができるよう、環境整備や広報活動を行っていく。						06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	
		その他取組	医療的ケア児等関係業務		・南北保健福祉センター(基幹相談支援センター)に配置する医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、地域の医療機関や関係機関、行政(窓口担当)等と連携し、医療的ケアを必要とする児童への調整等業務を行う。	・地域の医療機関等との連携を進めるため、医療的ケア児等コーディネーターが尼崎総合医療センター(AGMO)や訪問看護ステーションなど関係機関とのカンファレンスに積極的に参加(13回)し、退院前後からの円滑な支援につなげたほか、相談支援や生活介護の事業所ネットワーク会議に立派障害児者リハビリテーションセンター(あまりハ)を招くことで、リハビリ事業の周知を図ることができた。	・コロナ禍により休止していた「医療的ケア児支援部会」を、新たにあまりハ等をメンバーに加えて再開し、各機関の支援体制・内容や今後の課題等について協議を進めるとともに、各サービス事業所のネットワーク会議等において、それら支援状況や地域の医療機関等との情報共有の場を積極的に設けていくことで、地域の保健医療体制の充実につなげていく。	維持(継続)								06-1-① (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	南北障害者支援課 障害福祉政策担当	
①	医療・相談支援の充実	中事業	精神保健事業費(地域精神保健福祉対策強化事業)		精神保健事業費(地域精神保健福祉対策強化事業)	・措置入院患者に対し、退院に向けた支援を早期に実施する。また、退院後もチームで支援を継続する。 ・当事者の立場から退院を促すピアサポーターを精神科病院に派遣。ピアサポーターの育成、支援者へ研修を実施。	・措置入院中の患者が退院後も継続的な支援を受けられるよう、継続支援チームが退院後支援計画を作成し、計画に沿った支援を実施した。(R3:支援対象者1名) ・精神障害の有業や職種に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう「精神障害」にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議(5回)を開催し、当事者・家族等が抱える状況を共有することで課題の洗い出しを行った。 ・措置入院中の患者が退院後も継続的な支援を受けられるよう、継続支援チームが退院後支援計画を作成し、計画に沿った支援を実施した。(R3:支援対象者1名)。	・推進会議において、地域社会資源と精神障害者の現状の課題について共有を行っているが、退院後の地域生活における支援体制については、市内に単科精神科病院がない実情を踏まえながら、医療機関や地域での支援機関との連携のあり方も含めて検討を行う必要がある。	維持(継続)							08-2-⑤ (健康支援)	第3次地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課	
		中事業	精神保健事業費(精神保健事業)		精神保健事業費(精神保健事業)	・精神障害者の社会復帰を目的として、適切な日常生活指導及び訓練・グループ活動を実施する(スポーツ、レクリエーション、調理実習、絵画、作品づくり、ミーティング等) ・相談・啓発の実施(精神保健相談、精神障害者家族教室、講演会「こころの健康のつどい」等)	・<グループ活動実績>令和元年度:130回 実50人 令和2年度:64回 実24人 令和3年度:63回 実32人 ・<精神障害者家族教室実績>令和元年度:44回 実153人 令和2年度:36回 実101人 令和3年度:36回 実101人 ・各種福祉保健制度の拡充及び対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務が増加しているが、適切・迅速に交付することができた。	・対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務の効率化に努める。	維持(継続)							08-2-⑤ (健康支援)	第3次地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課	
②	理解・知識の普及等	中事業	ひきこもり等支援事業		ひきこもり等支援事業	・ひきこもり等で支援に拒否的であったり、課題に気づいていない当事者に対し、信頼関係を構築するため、継続的な訪問支援を行い、必要な支援機関につなぐ。	・ひきこもり等により自ら相談に来ることが困難な人への支援を実施するため、ユース相談支援事業の取組や当事者への聞き取り、他都市の状況を参考に、中高年齢を含めた支援体制として、ひきこもり等支援事業の制度設計を行った。	・新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、経済的な問題に堪えられなくなりひきこもり等の課題を発生し、よりきめ細やかな対応を行うことが必要である。	変更(新規・拡充・行革)							05-2-① (地域福祉)	地域福祉計画	南北福祉相談支援課	
		中事業	精神保健事業費(自殺対策強化事業)		精神保健事業費(自殺対策強化事業)	・自殺対策に関する教員・窓口職員及び医師・介護職等に対する情報提供、自殺に関係の深い精神疾患に関する専門相談の実施等。 ・一般市民に自殺予防及び自殺に関係の深いうつ病等精神疾患に関する知識の普及を図る。	・自殺対策計画に基づき、教育委員会やいしあ等と連携し、児童・生徒や保護者、教員に対して精神保健に関する研修を行うなど、取組を強化し、実施できた。	・研修や相談窓口カード等による啓発を実施するほか、連携シールを活用した支援について教育委員会等と協議する必要がある。	維持(継続)							08-2-⑤ (健康支援)	第3次地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念 基本	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	進捗の 方向性	取組 項目																		
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																				
重点課題1：必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																				
基本施策1：保健・医療																				
③ (2) 精神 保健 施策	① 医療・ 相談 支援 の 充実	●必要な救急医療が提供できるよう、兵庫県の精神科救急も活用しながら、休日・夜間を含めた精神科救急医療の充実に努めます。																	疾病対策課	
			中事業	難病対策事業費	・難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行う。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する進達窓口業務を行う。	・委託先と連携し、当事者が主体となった電話相談や会場での相談会を実施する予定であったが、電話相談は実施したものの、コロナ禍の影響により予定していた相談会等を中止した。その結果、昨年度に引き続き、当事者・家族等とつながることが出来なかった。	・難病の受給者証交付者数は増加しており、引き続き委託先と連携し相談会等を実施する必要性があることから、ZOOM等での開催について検討したが、参加者からはパソコン操作が苦手なことから、対面での開催を希望される声があった。	・令和4年度については、コロナ禍の状況を踏まえた感染対策を考慮し、開催に向けた方法について検討を行う。									08-2-⑤ (健康支援)	第3次地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課	
			中事業	小児慢性特定疾病対策事業費(小児慢性特定疾病児童等自立支援事業)	・小児慢性特定疾病児童等とその家族について、適切な療養の確保、必要な情報の提供等の便宜を図ることで、児童等の健康の保持増進及び自立の促進を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、各種支援策の利用計画の作成、関係機関との連絡調整等を実施することにより、自立・就労の円滑化を図る	・令和2年度に引き続き、自立支援事業の委託先であるNPO法人チャイルドケアハウスと連携し、疾病を抱える児童やその家族に対し、療養や学校生活、自立に向けた相談支援などを行うことにより、心理的な負担軽減を図るとともに、神戸市及び西宮市も交えた会議の場で各都市の事例共有や意見交換を行った。		・法定事業のため、今後は継続して実施するが、事業の認知を広げるため、各申請窓口へ自立支援事業のチラシの設置、市報やホームページによる広報に引き続き努める。										08-2-⑤ (健康支援)	第3次地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課
			中事業	難病対策事業費	・難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行う。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する進達窓口業務を行う。	・委託先と連携し、当事者が主体となった電話相談や会場での相談会を実施する予定であったが、電話相談は実施したものの、コロナ禍の影響により予定していた相談会等を中止した。その結果、昨年度に引き続き、当事者・家族等とつながることが出来なかった。	・難病の受給者証交付者数は増加しており、引き続き委託先と連携し相談会等を実施する必要性があることから、ZOOM等での開催について検討したが、参加者からはパソコン操作が苦手なことから、対面での開催を希望される声があった。	・令和4年度については、コロナ禍の状況を踏まえた感染対策を考慮し、開催に向けた方法について検討を行う。											08-2-⑤ (健康支援)	第3次地域いきいき健康プランあまがさき
② 等 知 識 の 普及	②	●難病患者等の療養生活を支援するため、難病医療講演会や相談会を開催するとともに、本人や家族同士の交流を促進します。また、保健や医療、福祉サービスの提供等にあたっては、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズなど)に配慮したものであるよう、関係機関に対して理解と協力の促進に努めます。	中事業	難病対策事業費	・難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行う。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する進達窓口業務を行う。	・委託先と連携し、当事者が主体となった電話相談や会場での相談会を実施する予定であったが、電話相談は実施したものの、コロナ禍の影響により予定していた相談会等を中止した。その結果、昨年度に引き続き、当事者・家族等とつながることが出来なかった。	・難病の受給者証交付者数は増加しており、引き続き委託先と連携し相談会等を実施する必要性があることから、ZOOM等での開催について検討したが、参加者からはパソコン操作が苦手なことから、対面での開催を希望される声があった。	・令和4年度については、コロナ禍の状況を踏まえた感染対策を考慮し、開催に向けた方法について検討を行う。									08-2-⑤ (健康支援)	第3次地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名			
	施策の 方向性	取組 項目																			
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																					
重点課題1：必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																					
基本施策1：保健・医療																					
(4) 障害の原因となる疾病の予防・支援等 ① 早期発見・早期支援の推進	中事業	乳幼児健康診査事業費	・4か月児健康診査、9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児健康診査、乳幼児育児相談、未受診児童診査を実施し、その結果に基づき適切な指導及び支援を行う。		乳幼児健康診査事業費	・集団健診の継続を基本に、感染拡大時には個別健診も実施した。個別健診後の支援は医師と連携し、タイムリーに情報共有を行うことで、適切な支援につなげた。 ・いくしあ連携した未受診児対策の取組の検証とともに、より効果的な対応に向けた協議を進め、マニュアルの改定を行うなど受診率の向上を図った。 ・3歳6か月児健診の眼科健診に屈折検査を導入したことで、精密検査の医療機関受診率が令和元年度の35.8%から令和3年度の35.8%から令和3年度は62.0%まで上昇し、弱視の早期発見、治療につながった。	—	維持(継続)	・乳幼児健診については改定した未受診児対策マニュアルに基づき、いくしあとの連携によって得た未受診児の情報を活用した受診勧奨を行うほか、休日健診の案内などにより受診率の向上を図った。 ・乳幼児健診の集団指導では、コロナ禍において感染対策を行う中であっても、他の子どもも一緒に見て学び共感する機会を持つことや多職種による支援を強化するなど子どもの成長発達や接し方を学べる工夫を行う。 ・幼児の健診後の発達フォローについて、児の特性に応じて早期に支援できるよう、より一層いくしあとの連携を図る。						●	04-1-① (子ども・子育て支援)	北部地域保健課				
	中事業	幼児精密健康診査事業費	・1歳6か月児健康診査及び3歳6か月児健康診査の結果、精密検査が必要となった幼児を速やかに委託医療機関で受診させることにより、疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育につなげる。		幼児精密健康診査事業費	・令和3年7月より3歳6か月児健診の眼科健診に屈折検査機器を導入したことで、精密検査の医療機関受診率が令和元年度の35.8%から令和3年度は62.0%まで上昇し、弱視の早期発見・治療につながった。 ・健診当日の保健指導において、医療機関での再検査の必要性を資料を用いて助言することで、保護者の理解を得られるよう、受診勧奨に努めたこと、発行後3か月以内に電話による受診勧奨を実施したことが受診率の向上につながった。 ・屈折検査機器を導入した結果、精密検査対象者が増加し、受診券の発行数が増加した。	「精密検査の必要性が理解されず、受診につながっていないケースや医療機関を受診しても医療機関からの回答がない場合もある。	維持(継続)	・対象者の受診状況が把握できない場合は、引き続き定期的な電話による受診勧奨を実施し、結果の把握に努める。							●	04-1-① (子ども・子育て支援)	北部地域保健課			
	中事業	児童生徒幼児健康診断事業費(児童・生徒・幼児の心臓疾患・腎臓疾患・痔・痔裂・痔核などについての健康診断事業)	・疾病の早期発見と予防に努め、学校教育活動中の安全・安心を確保するため、定期健康診断や心臓疾患、腎疾患対策、痔・痔裂・痔核などについて、児童生徒幼児の健康づくりを推進する。		児童生徒幼児健康診断事業費	・就学前の子どもの発達フォロー体制について関係部局で検討を進めることで、次年度に向けて、いくしあ連携した幼児の心理相談の実施や乳幼児健診の間診票の改定などにつなげた。 ・3歳6か月児健診後の発達特性のある子どものフォロー体制の見直しを関係部局と協議することで、検査は希望しないが専門的な相談を希望する保護者への支援ができる体制として、いくしあから南北保健福祉センターに心理士を派遣する事業を構築した。	・幼児の健診後の心理相談の実施において、十分なフォロー体制となっているか検証し、より効果的・効率的な支援体制を検討の必要がある。	維持(継続)	・幼児の健診後の発達フォローについて、児の特性に応じて早期に支援できるよう、より一層いくしあとの連携を図っていく。								●	04-1-① (子ども・子育て支援)	北部地域保健課 健康増進課		
	中事業	支援者サポート事業費(施設支援事業)	・小・中学校への周知を図るため、保育所・園長会に加え、小中学校長会・教頭会・特別支援コーディネーター・勉強会にて事業の周知を行い、訪問回数が前年度より増加した。 ・いくしあ専門職が訪問し、特性のある子どもへの関わり方について助言を行うことで、各施設において支援者が子どもの特性を理解し、環境を整えたり関わり方を工夫することで支援者の困りごとを軽減する効果があったことがアンケート結果からも確認できた。 ・支援者の関わり方が変わること子ども自身が課題に取り組みやすくなり、他の子どもにとっても過ごしやすい環境をつくることできた。		支援者サポート事業費(施設支援事業)	・就学時健診では、9割の学校で集団面接を実施し、個別面接よりも効率的に集団生活で配慮が必要だと思われる子どもをスクリーニングすることができた。 ・小・中学校への周知を図るため、保育所・園長会に加え、小中学校長会・教頭会・特別支援コーディネーター・勉強会にて事業の周知を行い、訪問回数が増加した。 ・いくしあ専門職が訪問し、特性のある子どもへの関わり方について助言を行うことで、各施設において支援者が子どもの特性を理解し、環境を整えたり関わり方を工夫することで支援者の困りごとを軽減する効果があったことがアンケート結果からも確認できた。 ・支援者の関わり方が変わること子ども自身が課題に取り組みやすくなり、他の子どもにとっても過ごしやすい環境をつくることできた。	・各施設の現場での関わり方次第で子どもの困り感が軽減するケースがあるため、施設職員のスキルアップが必要である。	維持(継続)	・心理職を南北保健福祉センターに派遣することで、乳幼児健診後のフォロー体制の強化を図ることで、切れ目のない支援が実施できているかどうか検証する必要がある。								●	04-3-① (子ども・子育て支援)	いくしあ推進課		
	中事業	支援者サポート事業費(施設支援事業)	・保護者の理解が整っておらず、各施設(幼稚園・保育所・園・小・中・高校)の職員が子どもの対応で困難を抱えている場合に、発達障害に関する知識を有する専門職が各施設を訪問し、関わり方の助言等を行う。		支援者サポート事業費(施設支援事業)	・就学時健診では、9割の学校で集団面接を実施し、個別面接よりも効率的に集団生活で配慮が必要だと思われる子どもをスクリーニングすることができた。 ・就学時健診で気になった子どもの就学前の情報をもとに小学校に伝える仕組みが確立していない。	・幼児小連携を円滑に行う仕組みづくりの一環として、教育委員会と連携し就学時健診で配慮が必要と思われる子どもの情報共有を行うモデル校の選出を通じて支援体制の見直し等に取り組む。	維持(継続)	・各施設で、子どもへの対応に困っている場合に、保護者の理解が整わない状態でも施設側が助言等の支援を受けることができる事業として、一定の成果が確認できていることから、今後事業を継続する方向で検討する。 ・対象者の拡大とともに、より具体的な支援方法が提案できるよう、事前に施設の情報を共有することで効率的、効果的な事業運営を図っていく。								●	04-3-② (子ども・子育て支援)	いくしあ推進課		
	中事業	支援者サポート事業費(施設支援事業)	・施設支援事業では、専門職が学校園(訪問回数43回、対象児童99人)に助言等を行い、安定した学校園生活に寄与した。		支援者サポート事業費(施設支援事業)	・施設支援事業では、9割の学校で集団面接を実施し、個別面接よりも効率的に集団生活で配慮が必要だと思われる子どもをスクリーニングすることができた。 ・就学時健診で気になった子どもの就学前の情報をもとに小学校に伝える仕組みが確立していない。	・施設支援事業では、学校園・保育所等が対応に困っているケースで、すでに医療や支援機関等につながっている場合は事業の対象外としているが、その場合でも学校園・保育所等への支援が必要となるケースがある。	維持(継続)	・対象者の拡大とともに、より具体的な支援方法が提案できるよう、事前に施設の情報を共有することで、効率的・効果的な事業運営を図る。									●	04-3-② (子ども・子育て支援)	いくしあ推進課	
	中事業	支援者サポート事業費(ティーチャーストレーニング)	・子どもの対応に困難を感じている各施設の職員を対象に、子どもの行動観察や理解、対応の仕方について学ぶ講座を開催する。		支援者サポート事業費(ティーチャーストレーニング)	・小学校教員2名、保育士5名に対して実施し、子どもの行動観察や理解、対応の仕方について具体的な対応方法を提供しスキルアップを図ることができた。 ・保育運営課と連携し、公立保育所の保育士17人への研修を実施し、子どもの支援を考える際に子どもの視点から考えることの大切さを伝えることができた。	・保育士や教員、児童ホーム等、職員向けの研修の実施についても検討していく。	維持(継続)											●	04-3-② (子ども・子育て支援)	いくしあ推進課

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策	取組項目	取組内容(第4期)	中事業 その種	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																	
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																	
基本施策1：保健・医療																	
② 健康づくりの推進	●障害の原因となる様々な疾病等の早期発見を進めるため、各種健康相談や健康教育など疾病に対する啓発等を実施し、早期受診の必要性について周知を図るとともに、必要な支援につなげます。		中事業	健康づくり事業費(健康教育事業)	・健康づくりに必要な情報提供、「食事・運動・歯・たばこ等」をテーマにした専門職(保健師・管理栄養士・歯科衛生士等)による健康教育、各種健診の受診勧奨、健康づくり推進員の育成・支援、地域での健康づくり活動の把握・見える化及び団体間の交流を行う。	・健康教育事業では新型コロナウイルス感染症のため、例年実施していた講座やイベントが中止となったが、感染予防を徹底して一部の講座については実施できた。	-	維持(継続)	・健康教育事業については、「働き盛り世代」をターゲットとし、関係部署と連携をとりながら生活習慣の改善に向けた支援を引き続き行う。				●		08-2-① (健康支援)		健康増進課 南部地域保健課
			中事業	健康づくり事業費(健康づくり推進員(各種サポーター)養成事業)	・健康づくり推進員養成事業では、新型コロナウイルス感染症のため昨年度実施できなかった健康づくり活動を再開させることができた。	-	-	維持(継続)	・健康づくり推進員の養成については、感染動向や健康づくり推進員自身の意向にも寄り添いながら、地域での健康づくり活動につながるよう、引き続き支援していく。				●		08-2-① (健康支援)		健康増進課 南部地域保健課
			中事業	児童生徒幼児健康診断事業費(小児生活習慣病対策事業)	・疾病の早期発見と予防に努め、学校教育活動中の安全・安心を確保するため、定期健康診断や心疾患対策、腎疾患対策、脊柱側弯症対策、結核対策、小児肥満対策等の健診を実施し、児童生徒幼児の健康づくりを推進する。	・令和2年度はコロナによる外出や活動自粛の影響で新たな対象者が増えたものの、受診に対して前向きな家庭も多かったものと考えられる。	・令和3年度は前年度に比べると、中学生の受診率は上がったが、小学生の受診率が下がっている。受診率向上のため、対象家庭に対しては、受診への意識を高められるような声かけが必要である。		維持(継続)	・肥満度の高い児童が参加しやすいように、講演会や運動教室の内容の充実を図り、医療機関の受診率を向上させる。その結果、児童・生徒の肥満率を減少させる。				●		03-1-③ (学校教育)	
	中事業	ヘルスアップ尼崎戦略事業費(ヘルスアップ健診事業)	・受診率向上対策の取組、生活習慣病予防や重症化予防の対策としての重度高血圧者等への保健指導の徹底や未治療者への継続支援。	・特定健診の受診率向上対策として、一部予約なしでの受付を実施し、受診勧奨は毎年継続受診者の層や新規対象者の層など、4層に分類し、各広報物の内容を差えて周知を図った。 ・保健指導では、事例検討の研修を行うことで、保健指導の質の向上に取り組んだ。また、対象者へ訪問などによる勧奨を行い、実施率の向上に努めた。 ・尼っこ健診は、予約可能時期を工夫したことでキャンセル率が低下し、11歳受診率37.6%(前年比0.3ポイント上昇)、14歳受診率26.8%(前年比2.7ポイント上昇)であった。また、教育委員会と情報共有し、保健指導時にリスクの高い対象の生徒に対し、「小児肥満対策事業」への参加勧奨を行うなどの取組を実施した。	・昨年度に引き続き、コロナ禍の影響により、受診率が低下傾向で、受診控えや健診の優先順位が低く捉えられてしまったことが課題である。 ・健診受診の理解と継続受診につながるよう保健指導の質をさらに向上させるため、保健師のスキルアップと保健指導を行う人員の体制の検討が必要である。 ・対象の生徒が保健指導に基づいた生活習慣の改善が継続できているかフォローが必要である。		維持(継続)	・各層別の特徴・属性に応じた対策を継続し、尼崎市医師会や関係部局なども連携して受診勧奨の充実を図る。 ・保健指導研修会等を実施することで、保健指導の質についての充実を図り、引いては実施率の向上に努める。 ・尼っこ健診は、リスクの高い生徒が、保健指導後も生活習慣の改善に取り組みよう、継続的な支援について引き続き教育委員会との連携を促進させる。				●	●	08-1-② (健康支援)		健康支援推進担当	
	中事業	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費(未来いまカラダ戦略事業)	・市内の小中学校において、市独自で作成した望ましい生活習慣を習得するための学校教材副読本「みんなで考える尼崎の健康」を活用した授業を実施。	・主として小学校6年生と中学校2年生を対象に、座学と併せて1食に必要な野菜の試食も行った。 ・令和3年度は学校への講師派遣を見送らざるを得なかったため、教諭自らが授業を行っていたけるよう実施を促した。	・健診の大切さを理解してもらい継続的な受診につながるような保健指導の質をさらに向上させるため、定期的な研修会などを通じた保健師のスキルアップが必要である。また、保健指導を行う人員の体制確保についても検討が必要である。		維持(継続)	・ヘルスアップ尼崎戦略会議での議論と情報共有を通じ、事業を束ねる施策の達成度をはかる新たな指標による効果分析と配下事業の新たなデータ整備をより一層進めることにより、引き続き、全庁的な生活習慣病予防対策を進める。				●		08-1-① (健康支援)		健康増進課	
	中事業	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費(保育所・幼稚園生活習慣教育事業)	・市独自で作成した、園児も遊びながら使える教材を活用し、小学校での授業に引き継げる基礎的な生活習慣病予防の授業を実施。				維持(継続)						●		08-1-① (健康支援)		健康増進課
	中事業	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費(高血圧ゼロのまち推進事業費)	・心臓検査や脳血管疾患等の「循環器病」発症の最大の危険因子である「高血圧」は、市民が自身の変化を確認しやすい生活習慣病の1つであることから、自らの血圧の変化を確認する市民を増やすため、血圧記録帳を1,000部作成し、市内公共施設で配布を行った。				維持(継続)						●		08-1-① (健康支援)		健康増進課

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念 基本理念	基本施策		取組内容(第4期)	中等 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
	実施の 方向性	取組 項目																	
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題1：必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																			
基本施策2：福祉サービス、相談支援																			
(1) 障害福祉サービス等	① ス訪 高サ サー ビ	●障害のある人の在宅生活を支えるため、個々のニーズや生活状況等に応じた必要な居宅サービス(居宅介護、重度訪問介護など)を提供します。	中事業	障害者(児)自立支援事業費 障害児通所支援給付費		・障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数は、令和2年末の6,473人から令和3年度末は6,986人に増加(+513人)しており、障害のある人の自立や地域生活の支援に寄与している。	-								●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当	
			中事業	重症心身障害者通園事業体制維持補助金	・医療的ケアを要する重症心身障害者が通所利用する生活介護事業所で、看護職員を加配している一定の要件を満たした場合に、その費用の一部を補助する。	・本市の延べ利用者数は、令和3年度で1,049人と減少しているものの、医療的ケアを要する重症心身障害者の受け入れ施設が不足する中、看護職員を加配している生活介護事業所の費用の一部を補助することで、これらの障害者のために安全かつ継続的なサービスの提供がなされた。また、介護者の介助負担軽減にも寄与した。	・当該事業は、西宮市との共同で行っている事業であることから、両市で連携を図り、実施していかなければならない。	維持(継続)	・医療的ケアを要する重症心身障害者が継続して通所施設の利用ができるよう、西宮市と連携を図り、今後も継続して実施する。						●	06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	
	② 日中 活動 系サ ー ビ ス 等 の 充 実	●常時介護を必要とする障害のある人が自ら選択する地域で安定した生活を営むことができるよう、日中の通所サービス(生活介護など)を提供します。	中事業	障害者安心生活支援事業	・地域全体で支えるサービス提供体制である「地域生活支援拠点」の機能が円滑かつ効果的に進むよう取組継続との連携強化等を図ることで、障害者等の地域生活を支援する。	・新たに生活介護事業所のネットワーク会議を設置・開催し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等の取組を進めた。	-	維持(継続)	令和4年度は生活介護事業所のネットワーク会議を活用し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組み。						●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	
			中事業	身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費(自立訓練(機能訓練))	・身体障害者社会参加支援施設として、各種の相談、啓発事業 ・利用者の自立の促進等のための機能訓練	・利用者の自宅、職場等にサービス管理責任者や教員が出向き、より生活に合ったハビリティを心がけた。またサービス終了後に生活の質が低下しないよう、地域サービスと連携し、切れ目のないハビリティや、生活の充実をサポートできるよう、本人や家族との面談の機会をもつ。 ・8月から実施された本館?工場のため、歩行訓練など通常のサービス提供がしにくい状況となり、新規利用促進に向けた積極的取り組みはできなかった。	・引き続き、コロナ禍において、事業を継続しなければならぬため、感染状況に留意しながら、利用者の安全・安心の対策を行うとともに、外出を控えている利用者に対し、社会参加等の促進が行えるよう検討する必要がある。	維持(継続)	・改修工事やコロナ禍において、事業の縮小や利用時間、参加人数の制限等を余儀なくされているが、徹底した感染予防対策を講じながら、可能な限り、利用者が増加するよう、協議を進めていく。 ・感染予防対策を徹底したガイドラインを随時改定するとともに、外出を控えている利用者が施設利用を行うことができるよう、環境整備や広報活動をやっていく。						●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	
	中事業	●家族や介護者の病気や急用、休息等の理由によって、一時的な受け入れを必要とする障害のある人に、短期間の入所または一時的な預かりのサービス(短期入所、日中一時支援)を提供します。	障害者(児)日中一時支援事業費		・日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)を指定した事業者等で保護し、見守りや日常的な訓練等を行う。	-	維持(継続)	・平成29年6月から事業所指定基準の緩和と対象者の要件拡大、送迎加算の創設等の運用を開始しており、指定事業所数が増えたことで、利用回数(送迎も含む。)は増加傾向にあるものの、依然として放課後や日中活動系サービス利用後の時間帯の見守り支援を求める声も多い状況となっている。	維持(継続)	・制度拡充後に新たに指定を受けた事業所の事例や状況を紹介するなど、引き続き、指定基準の緩和により対象となる日中活動系サービス事業所への周知や協議等を行い、新規参入を促していく。					●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課	
	③ 福祉 用具 の 利 用 支 援 等	●補償員や日常生活用具の給付等により、障害のある人の身体機能の代替・補完や日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報を提供するなど、その普及・促進につなげます。	中事業	日常生活用具給付等事業費	・身体障害者(児)、知的障害者(児)及び難病患者に対し、日常生活用具を給付する。	・給付支援用具(スマホ用装置)を中心に日常生活用具の給付等により、在宅で生活している重度障害者等の生活面での自立度を高め、社会参加の促進を図ることができた。 ・機器や用具の機能向上等に伴い、従前から日常生活用具の給付品目の追加等について要望を受けているため、近隣の給付状況や先進市の取組事例の調査とあわせて、これまでの給付品目の分析や各品目の市場価格の把握を行うなど見直しに向けた検討を進めた。	変更(新規・拡充・行革)	・これまでも国通知や要望等を考慮し適宜品目を追加してきたが、各品目における公費負担限度額等の見直しまで行っていないため、市場価格と大きく乖離しているものも多いため、給付実績の分析結果等を基に、実情にあわせて給付品目や公費負担限度額となるよう整理していく必要がある。	拡充	・今後も高い実績が見込まれるため、引き続き、安定的な事業運営に努める。 ・給付実績の分析結果等を基に、実情にあわせて給付品目や公費負担限度額となるよう整理するとともに、当事者団体等とも協議しながら事業内容・スキームの見直しを進めていく。						●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課
			中事業	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費	・軽・中度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成する。	・助成件数は、例年増減はあるものの、一定のニーズがあり、軽・中度難聴児の健全な発育の支援や保護者の経済的な負担軽減を図ることができた。	-	維持(継続)	・軽・中度難聴児補聴器購入費等助成は、早期の言語発達やコミュニケーション能力取得により、軽・中度難聴児の健全な発育の支援につながっているため、今後も継続して実施する。							●	06-3-③ (障害者支援)		障害福祉課
			中事業	小児慢性特定疾病対策事業費(小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業)		・小児慢性特定疾病児童に対して、電気式たん吸引器など日常生活用具を給付する。	・市報やホームページ等による広報に引き続き努めた。平成27年の法改正により、対象疾病が増加したこともあり、給付人数は増加傾向にある。	-	維持(継続)	・法定事業のため、今後も継続して実施する。							●	08-2-⑤ (健康支援)	第3次地域いきいき健康プラン あまがさき

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本理念	取組内容(第4期)	中事業	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																		
	重点課題1：必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																		
	基本施策2：福祉サービス、相談支援																		
④ その他の日常生活を支援する福祉サービスの充実 (一) 障害福祉サービス等	●自宅での入浴や通所等による入浴が困難な重度の障害のある人に、訪問入浴サービス事業を実施します。また、地域において現に住居を求めている障害のある人が、低額な料金で居室等の利用ができ、日常生活に必要な便宜を受けることができる福祉ホームの運営を助成します。	中事業	重度身体障害者訪問入浴サービス事業費	・居宅に移動入浴車を派遣し、事業者が浴槽を居室に運び込んで入浴の提供を行う。	・介護者の介助や障害福祉サービスによる入浴が困難な在宅の重度身体障害者の清潔保持と心身機能の維持を図るとともに、介護者の負担軽減に寄与した。当該事業の委託先は1か所であるため、利用者数はほぼ横ばいとなっているが、コロナ禍における利用自粛により、令和2年度同様、全体の利用回数は前年に比べて減少している。	・障害のある人の高齢・重度化が進む中、今後も入浴支援のニーズは高まることが想定されるため、障害福祉サービスによる対応とあわせて、本事業の継続的な実施に取り組んでいく必要がある。	維持(継続)						●		06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課		
		中事業	障害者福祉ホーム事業補助金	・対象施設を運営する福祉ホームに対し、本市からの入居者の割合に応じ、要する費用の一部を補助する。	・申請のあった障害者福祉ホームは、市外の精神障害者福祉ホーム(か所)であり、入居者数は横ばいの状況が続いているが、当該障害者福祉ホームを運営する法人に対し、費用の一部を補助することで、低額な料金で居室その他の設備の提供が可能となり、利用する障害者の負担軽減を図ることができた。	-		維持(継続)						●		06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課	
		中事業	心身障害者(児)対策事業費(特別障害者手当等支給事業)	・精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給する。	経過的福祉手当 月額14,880円<令和3年度実績84件> 障害児福祉手当 月額14,880円<令和3年度実績3,029件> 特別障害者手当 月額27,350円<令和3年度実績6,133件>	-		維持(継続)						●		06-1-② (障害者支援)		障害福祉課	
		中事業	心身障害者(児)対策事業費(重度心身障害者(児)介護手当)	・障害福祉サービス又は介護保険サービスを利用していない心身障害者(児)を在宅で介護する者に対し、年に1回(2月)介護手当(年間10万円)を支給する。	<令和3年度実績 延べ人数240人>	-		維持(継続)						●		06-1-② (障害者支援)		障害福祉課	
		中事業	心身障害者(児)対策事業費(在宅心身障害児及び重度知的障害者介護人助成事業)	・保護者が疾病等の事情で心身障害児及び重度知的障害者の介護ができないときに一時的に介護人を確保する。	<令和3年度実績 延べ日数9日>	-		維持(継続)						●		06-1-② (障害者支援)		障害福祉課	
		中事業	心身障害者(児)対策事業費(心身障害者理美容サービス事業)	・介護手当の支給を受けている介護者が介護している、重度の心身障害者(児)に対して理容・美容の出張サービスを実施する。一人あたり、年間4枚のチケットを交付する。	-		維持(継続)							●		06-1-② (障害者支援)		障害福祉課	
		中事業	児童福祉施設入所心身障害児利用者負担補助金	・児童福祉施設を利用する心身障害児の扶養義務者が納入した費用の2分の1を助成する。	-		維持(継続)								●		06-1-② (障害者支援)		障害福祉課
		中事業	心身障害者(児)対策啓発事業費(福祉の手引き)	・障害者に対する福祉サービス等を記載した「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得時や研修会等で配布する。	-		維持(継続)								●		06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
		中事業	重度障害者等特別給付金支給事業費	・国民年金制度上、国語要件等により国民年金の適用除外となったため、障害基礎年金を支給できない重度障害者及び中度障害者に、障害基礎年金1.2級に準じた特別給付金を支給する。	・現在の受給者は12人と少数ではあるが、本給付金に係る受給手続きは、本人からの申請により、審査後受給者となることから、該当者済みの者数の把握が困難であるため、手続漏れがないよう市報での年1回の案内に加え、ホームページでも周知を図っている。	・重度障害者への給付は、市と県の共同事業として、双方が給付額の1/2ずつを負担することにより実施している。一方、阪神間各市において平成20年度から対象を拡大して実施している中度障害者への給付については、県の負担が制度化されていない状況であり、全額市の負担となっている。		維持(継続)						●		08-1-④ (健康支援)	国民年金課		
		⑤ サービスの質の向上等	●サービスや相談支援が円滑に提供されるよう、これらの事業者に対して必要な情報等を提供します。また、障害福祉サービスや移動支援等の支給決定基準(ガイドライン)の周知と確実な運用を行うとともに、ガイドラインの基準を超える際は、医療や福祉関係者等と構成する審査会を開催するなどし、障害のある人への適切なサービス提供等に取り組めます。	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(非定型審査会)	・尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準(ガイドライン)において基準を超える支給決定を行う際などに非定型審査会を開催する。			維持(継続)								06-1-② (障害者支援)	障害者計画	南北障害者支援課
中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(国保連合会支払事務委託)			・障害者福祉サービス支払のための国保連合会支払事務委託する。	<令和3年度実績 障害福祉サービス支払事務委託件数 120,916件>		維持(継続)						●		06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課		
中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(ガイドライン検討部会)							維持(継続)										障害福祉政策担当	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	実施の 方向性	取組 項目																
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題1：必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策2：福祉サービス、相談支援</p>																		
	中事業	障害者支援施設新入所者PCR検査事業費	・PCR検査については、原則、入所予定施設を通じて、市が委託契約する民間検査会社を実施する。当該施設を通じての受検が困難な場合は、本人が希望した医療機関等で受検した際に要した経費について、償還払いにより補助する。		障害者支援施設に入所する前に、PCR検査により感染の有無を確認できることで、施設内でのクラスター発生予防等につながることに、安定的な施設運営にも寄与している。	・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る一時(限定)的な事業であるため、今後の感染状況等を踏まえて、事業運営のあり方を検討していく必要がある。	維持(継続)		・入所施設におけるクラスターの発生等を予防するため、令和4年度も継続して本事業を実施していく。あわせて、今後の感染状況やワクチンの接種状況等を踏まえながら、事業の継続の必要性等について検討していく。				●		06-1-② (障害者支援)	-	障害福祉政策担当	
	中事業	要介護者一時受入事業費	・介護者が新型コロナウイルスに感染し入院した場合等において、濃厚接触者等となり、他に介護する人がなく、居宅サービス事業所では対応できない在宅の要介護者(障害者)を一時的に受け入れる施設を確保する。		・令和3年度については、幸い当該事業による受入事業は発生しなかったが、濃厚接触者等となり、在宅生活を維持できない要介護者(障害者)の日常生活を維持するための受入体制が確保できた。	・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る一時(限定)的な事業であるため、今後の感染状況等を踏まえて、事業運営のあり方を検討していく必要がある。	維持(継続)		・居宅サービス事業所では対応できない際のセーフティネット事業として、本市が委託する受入先の法人等と連携を図りつつ、令和4年度も継続して本事業を実施していく。あわせて、今後の感染状況等を踏まえながら、実施期間を短縮するなど、事業の運営方法や継続の必要性等について検討していく。				●		06-1-② (障害者支援)	-	障害福祉政策担当	
	中事業	濃厚接触者等在宅支援提供事業費	・新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等または陽性者に該当した場合でも、日常生活において必要なサービスを継続するため、濃厚接触者等または陽性者に支援を行うサービス従事者に対し、協力金を支給する。		・サービス従事者に協力金を支給することにより濃厚接触者及び陽性者へのサービス提供体制の維持・確保につながった。	・濃厚接触者の特定・行動制限が変化するなど、今後の状況に応じた対象者等への見直し求められる。	維持(継続)		・新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間の障害サービス提供体制の維持・確保に向けて、引き続き感染状況に応じて対応していく必要がある。今後の感染状況や濃厚接触者の特定・行動制限の変化に留意しつつ、事業内容の変更等を検討していく。				●		06-1-② (障害者支援)	-	障害福祉政策担当	
	中事業	障害福祉サービス確保支援事業費	・障害者及び障害児に必要なサービス又は支援を継続して提供できるよう、障害福祉サービス事業所等におけるかかり増し経費等を助成する。		・令和3年度は延べ20法人(延べ45事業所)に対して、通常のサービス等の提供時では想定できない、新型コロナウイルス感染症の発生等による影響で生じたかかり増し経費等を助成することで、コロナ禍に対する利用者への必要なサービス提供の継続に寄与した。	-	維持(継続)		・障害者及び障害児の日常生活が維持できるよう、コロナ禍においても必要なサービス提供を継続する必要があるため、国の補助制度を活用しながら、令和4年度も継続して本事業を実施していく。				●		06-1-② (障害者支援)	-	障害福祉政策担当	
	中事業	障害福祉分野テレワーク等導入支援事業費(障害福祉分野ロボット等導入支援事業)	・感染拡大防止の観点から、テレワーク等の実施やICT等を活用する障害福祉サービス等事業者に対し、機器の導入等に係る経費を助成する。		・令和3年度は2法人に対して導入経費の一部を助成することで、介護業務の負担軽減や働きやすい職場環境の整備、安全・安心なサービスの提供等の推進に寄与した。	-	廃止		・今後の国の対応方針や緊急経済対策による支援策等の状況等を踏まえながら、事業実施(継続)の必要性等について検討していく。				●		06-1-② (障害者支援)	-	障害福祉政策担当	
	中事業	障害福祉分野テレワーク等導入支援事業費(障害福祉分野ICT導入支援事業)	・感染拡大防止の観点から、テレワーク等の実施やICT等を活用する障害福祉サービス等事業者に対し、機器の導入等に係る経費を助成する。		・令和3年度は6法人に対して導入経費の一部を助成することで、介護業務における紙資源削減や事務作業の効率化など生産性向上の推進のほか、感染拡大防止やICT機器の活用モデルの構築に寄与した。	-	廃止		・今後の国の対応方針や緊急経済対策による支援策等の状況等を踏まえながら、事業実施(継続)の必要性等について検討していく。				●		06-1-② (障害者支援)	-	障害福祉政策担当	
	中事業	新型コロナウイルス感染症対策事業費	・介護・障害福祉サービス事業所等に対して、国から送付された衛生用品を運送業者への業務委託により提供を行うほか、感染者が発生してもなおサービスを継続して事業を行う必要がある介護・障害福祉サービス事業所等に対して、衛生用品を、迅速に提供する。		・介護・障害福祉サービス事業所等に対して、衛生用品を迅速に提供することができた。		廃止		・介護・障害福祉サービス事業所等に対する衛生用品の配布については、国からの衛生用品の送付が令和3年度末で終了したことに伴い、終了する。				●		06-1-② (障害者支援)	-	法人指導課	
	その他 (コロナ・ファミナ関係)	新型コロナウイルス感染症対策事業費	・介護・障害福祉サービス事業所等に対して、国から送付された衛生用品を運送業者への業務委託により提供を行うほか、感染者が発生してもなおサービスを継続して事業を行う必要がある介護・障害福祉サービス事業所等に対して、衛生用品を、迅速に提供する。		・介護・障害福祉サービス事業所等に対して、衛生用品を迅速に提供することができた。		廃止		・介護・障害福祉サービス事業所等に対する衛生用品の配布については、国からの衛生用品の送付が令和3年度末で終了したことに伴い、終了する。				●		06-1-② (障害者支援)	-	法人指導課	
	中事業	障害者計画等策定事業費	・障害者計画等の推進に係る取組のほか、毎年度の進捗管理や評価に必要な会議を開催することで、検証等を行う。		・障害者計画・障害福祉計画の進捗管理や評価手法等の見直しについては、コロナ禍の影響や次期総合計画との整合性を図る必要等が生じたため、障害福祉等専門分科会を設けるとする委員会体の開催内容やスケジュールを変更し、本格的な検討は次年度へ延期することとしたが、現行の「評価・管理シート」や当該計画に係る今後の施策展開等についての意見聴取を進めた。	-	維持(継続)		・障害者計画・障害福祉計画の「評価・管理シート」については、次期総合計画を始め、関連する行政計画の取組や整合性を意識しながら、引き続き、障害福祉等専門分科会や自立支援協議会、手話言語条例策定推進協議会等で進捗管理や評価の手法等についての意見を伺いながら、より効果的・効率的な運用へと見直しを進めていく。				●		06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉政策担当	
	その他取組	ファミナ関連事務			・尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)の対象2施設との協議については、10月に「あぜく分館」の運営法人と協議し、今後、建物譲渡と敷地売却を前提とした現地建替を検討していくことで合意が得られた。また、「あいぞめ分館」については、10月に利用者家族への説明会を開催したほか、12月には運営法人において利用者へのアンケートを実施したことで、意向確認等を進めることができた。	・変異株の流行などコロナの感染状況等の変化に伴い、必要な支援や対応等も変わっていくため、事業所の支援体制の維持・確保やワクチン接種等に当たっては、引き続き柔軟かつ丁寧な対応求められる。	維持(継続)		・コロナが収束するまでの間のサービス提供体制の維持・確保に向けては、引き続き感染状況に応じた柔軟な対応に努め、既存施設の着実な実施と事業所への迅速かつ丁寧な調整等に取り組みしていく。				●		06-1-② (障害者支援)	-	障害福祉政策担当 南北障害者支援課	
	その他取組	ファミナ関連事務			・尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)の対象2施設との協議については、10月に「あぜく分館」の運営法人と協議し、今後、建物譲渡と敷地売却を前提とした現地建替を検討していくことで合意が得られた。また、「あいぞめ分館」については、10月に利用者家族への説明会を開催したほか、12月には運営法人において利用者へのアンケートを実施したことで、意向確認等を進めることができた。	・対象2施設において希望する事業継続方法が異なるため、それぞれの状況・事情等を勘案しつつ、一定の整合性と公平性を担保した希望転移策を整理していかなければならない。	維持(継続)		・対象施設の機能移転に向けては、引き続き法人の意向や運営状況、各施設利用者の状況も十分に考慮しつつ、土地や建物の条件等を踏まえて関係当局等との協議・調整を進め、具体的な機能移転策をまとめたい。				●		06-1-② (障害者支援)	-	障害福祉政策担当	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念 基本理念	基本施策		中 等 事 業 の 種 別	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
	実施の 方向性	取組 項目																
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																		
重点課題1：必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																		
基本施策2：福祉サービス、相談支援																		
(2)	相談 支 援 体 制	①	<p>●総合相談機能を有する「基幹相談支援センター」やそれぞれの障害種別を担当する委託相談支援事業所(市内6か所、市外2か所)、市役所、保健所等において、障害特性に配慮したきめ細やかな相談支援に取り組みます。また、これら相談窓口の一層の周知を図ります。</p>	<p>障害者(児)相談支援事業費 (①障害者相談支援事業、②基幹相談支援センター等機能強化事業)</p>	<p>・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 (①福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援、権利擁護、専門機関の紹介など、②計画)一般相談支援の促進に向けた支援、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化、各種及び事前相談・助言など)</p>	<p>・支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及等により、委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和3年度7,606回)は依然高い水準で推移している。これらの相談への適切な対応・支援に向けて、あまがさき相談支援連絡会(あま相)を毎月開催し、各事業所の支援状況の共有やテーマ別の研修・事例検討会等を行うことで支援力の向上につなげた。</p>	-	維持(継続)	-				●	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	
		②	<p>●「基幹相談支援センター」が中心となり、地域の相談支援事業所等の連絡会や研修会を定期的に開催するほか、「相談支援」「取組支援」「地域生活支援」の事業所等によるネットワーク会議と情報を共有するなど、地域課題の把握や支援機関の連携強化を図ります。また、兵庫県が設置する専門相談機関(ひょうご発達障害者支援センターなど)と連携して、地域の相談支援体制の充実に取り組めます。</p>	<p>障害者(児)相談支援事業費 (①障害者相談支援事業、②基幹相談支援センター等機能強化事業)</p>	<p>・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 (①福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援、権利擁護、専門機関の紹介など、②計画)一般相談支援の促進に向けた支援、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化、各種及び事前相談・助言など)</p>	<p>・利用計画の作成促進や複合的な課題を抱えるケースへの対応(重層的支援体制)、それらを含めた相談支援機能の強化等に向けて、あま相で計画未作成者の状況や課題等を把握し共有し、今後の進め方や委託相談支援事業所の役割等について協議を進めた。また、それら意見を基に本市における「支援困難ケース」の考え方(基準等)を一定整理し、各事業所への聞き取り等を踏まえてリスト化を進めた結果、相談支援ケース全体の1割強が支援困難に該当することが分かった。</p>	<p>・今回整理を進めた支援困難ケース全体(約900人)の状況を分析した結果、概ね3/4は委託・指定相談支援事業所による支援が入っているものの、残る1/4は相談支援事業所につながらないため、早期の状況把握と対応が求められる。</p>	-	維持(継続)	-				●	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉政策担当
		③	<p>●障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業所や保健・医療・福祉等の関係者で構成する自立支援協議会を開催し、障害のある人の地域生活における課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。</p>	<p>障害者自立支援制度支給関係事業費(自立支援協議会全体会など)</p>	<p>・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。</p>	<p>・全体会を開催し、昨年度の各部会の活動報告の共有を行った。</p>	-	-	維持(継続)	-							06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画
(2)	相談 支 援 体 制	②	<p>●障害のある人が必要に応じてサービスを適切に利用できる、かつ、総合的・継続的な支援が行えるよう、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」の作成に取り組めます。計画作成の一層の推進に向けては、「基幹相談支援センター」が中心となり、地域の相談支援事業者の連絡会や研修会を継続的に開催するなどし、事業所への指導・助言や人材育成、連携強化等に取り組めます。</p>	<p>障害者(児)相談支援事業費 (①障害者相談支援事業、②基幹相談支援センター等機能強化事業)</p>	<p>・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 (①福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援、権利擁護、専門機関の紹介など、②計画)一般相談支援の促進に向けた支援、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化、各種及び事前相談・助言など)</p>	<p>・サービス等利用計画と障害児支援利用計画(利用計画)の作成については、基幹相談支援センターを中心に作成状況(障害種別・利用サービス別・事業所別など)の分析を進め、その結果を考慮しながら、委託・指定相談支援事業所に対して作成依頼や必要な調整・助言等を行った。 ・昨年度に引き続き、未作成者が特に多い「知的障害(日常生活サービス利用者)」を主な支援対象とする委託相談支援事業所との連携を進めたこと等で、作成率は386人増加(5,062人→5,448人)し、作成率は78.0% (5,448人/6,986人)となった。 ・指定相談支援事業所のネットワーク会議を計6回(全体会回、テーマ別開催4回)開催し、面の報酬改定(加算の創設等)や計画作成状況の共有、医療的ケア児に係る相談支援の協力依頼等を行うほか、各事業所からのニーズを基に精神保健分野や介護保険移行期等に關する研修を行うことで、地域の相談支援専門員へのスキルアップ等を行った。</p>	<p>・利用計画の作成数は着実に増えているものの、特に障害児通所支援や就労継続支援の新規利用が欠損に陥っているため、全体の作成率は8割弱に留まっている。</p>	-	維持(継続)	-				●	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
		③	<p>●障害のある人へのピアカウンセリング や公的機関とのつなぎ役を担う相談員に対して、必要な情報提供や新たな制度等の研修を行うとともに、関係団体や兵庫県とも協力しながら、相談員の資質向上や行政機関との連携を図ります。</p>	<p>心身障害者相談事業費</p>	<p>・相談員を通じ、身体障害者や知的障害者等の相談を受け、必要な指導等を行う。</p>	<p>・コロナ禍の影響を受け、相談件数は前年度より減少しているが、身体障害者や知的障害者、その家族の相談ニーズに応じ、自立・更生に必要な援助を行うことにより、障害者の福祉の推進を図ることができた。</p>	<p>・相談員の高齢化が進んでおり、相談体制のあり方を検討していく必要がある。 ・相談員の支援活動は、障害者と市などの行政機関とのパイプ役としての必要不可欠であるため、相談員と行政の連携を一層深めていく必要がある。</p>	-	維持(継続)	-				●		06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務	施策	総合計画	分野別計画	担当所属		
	実施の方向性	取組項目																年度(今後)の取組	
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題2：生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																			
基本施策3：療育・教育																			
① 療育 療育の充実	療育支援の充実	●発達遅れや課題を抱える子どもに対して、医師の診察や専門職(保健師、公認心理士など)の発達相談等による総合的な発達評価を行い、適切な療育支援につなげます。	中事業	発達相談支援事業費	・発達相談(相談、発達、心理検査、診察)をはじめ、子ども支援教室、ペアレントトレーニングの実施を通して、必要な支援につなげていく。	・心理士・作業療法士・言語聴覚士・保健師による専門相談805件、診察428件、延べ1,033件実施し、目標を達成した。	・専門職による相談は、不登校や清音の悪化、病弱など日常生活における困りごとが主となるが、診察では集団の中に入ってから対人面、学習面での困り感や不登校など、日常生活における困りごとが突出してきてより問題が深刻化し、診断を求めているケースが多い。 ・日常生活における困りごとに対応した支援をより早い段階で相談につなげることで、問題が深刻化するのを未然に防ぐ取組が必要である。	維持(継続)	●						04-3-④ (子ども、子育て支援)	いしあ推進課			
			中事業	子ども・子育て総合相談事業費(総合相談事業)	●いしあ総合相談の専門相談員が、身近な子育てで相談から児童虐待や不登校、発達障害などの専門的な相談に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、子どもの年齢に応じた切れ目のない福祉・保健・教育等が連携した総合的な支援を行うための見立てや助言等を行う。	・令和元年10月から事業を開始し、人口規模や相談体制が類似している「エールぎふ」の開設翌年の相談件数1,823件を年間目標としてきたが、概ね目標値を達成した。 ・子育てや発達相談等に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、総合的な支援を行うためのアセスメントを行った。 ・総合相談に寄せられる電話や来所による相談は増加傾向にあり、身近な子育て相談をはじめ様々な子育ての困りごとの相談に応じうる機能として浸透してきている。	・新規相談実績を分析した結果、背景も含めた総合的な課題を抱えるケースに対する支援体制を強化していく必要がある。	維持(継続)	●						04-3-① (子ども、子育て支援)	いしあ推進課			
			中事業	障害児通所支援事業所等の支援体制等の情報を得ることで、療育機関の利用相談に活用を図った。また、南北保健福祉センターと連携し、相談後に事業所利用手続きにつながっていない方に対しフォローを行うことで、支援が適切でないよう取り組んだ。	・発達課題があるが、療育機関で療育を受けることに抵抗がある保護者とその子どもへの継続的な支援を行う仕組みが十分ではない。	維持(継続)	●									04-3-① (子ども、子育て支援)	いしあ推進課		
			中事業	発達特性のある子どもにも相談や診察(1,033件)を行うとともに、その後も継続して支援を行った。また、子ども支援教室やペアレントトレーニングなどの事業を通して保護者が子どもの姿を理解することで、子どもの行動変容や育児ストレスの軽減につなげた。	・個別相談の希望者は年々増加してきているが、保護者支援の事業は参加者数を増やす工夫が必要である。	維持(継続)	●										04-3-① (子ども、子育て支援)	いしあ推進課	
			中事業	対象者の支援歴等、必要な情報を把握、蓄積し、一元的に管理する「子どもの育ち支援システム」を活用し、横断的な支援を行った。	・支援にデータを活用しているもの、虐待や不登校等の早期発見の予測といった活用までには至っていない。	維持(継続)	●										04-3-④ (子ども、子育て支援)	いしあ推進課	
			中事業	障害児通所支援給付費	・児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数は、令和2年度の1,494人から令和3年度は1,822人と大幅に増加しており、療育や訓練等の必要な支援に欠けている(参考：令和3年度末における障害児通所支援全体の支給決定者数2,316人)。	・指定事業所や利用者が大幅に増加しているため、実地指導の実施や事業所との連携の場が強く求められる。	維持(継続)	●									06-2-① (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当 法人指導課
			中事業	障害者(児)相談支援事業費	●専門的な療育や訓練が必要な障害のある子どもに対して、集団生活への適応訓練等を行うサービス(児童発達支援(医療型)・居宅訪問型を含む)、保育所等訪問支援などを提供します。また、保護者や地域の支援機関に療育指導や助言等を行う障害児等療育支援事業を実施するとともに、兵庫県が設置する専門支援機関(ひょうご発達障害者支援センターなど)と連携して、地域の支援体制の充実に取り組みします。	・発達障害に係る相談について、委託相談支援事業所における相談件数はやや減少したが、発達障害の認知の広がりやサービスニーズの高まり等に併し、子どもの育ち支援センター(いしあ)における相談は増加しているため、業務連携フローや通所事業所のリストを活用して療育機関への円滑な引継ぎを行うとともに、連携会議で当該ツールや連携状況等の評価・検証を進めた。	維持(継続)	●									06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
			中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっご部会)	・障害児通所支援の適正給付と質の向上については、コロナ禍の影響等もあり、事業所への実地指導や連携マニュアル等の簡化・啓発は見合わせたが、事業所が抱える課題や支援状況等の把握・共有に向け、自立支援協議会「あまっご部会」において、市内で有志による連絡会を運営する事業所(5か所)と意見交換を行うほか、市内の全事業所を対象とした交流会の開催企画を進めた。	維持(継続)	●										06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
			中事業	障害者(児)相談支援事業費(障害児等療育支援事業)	・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 (在宅支援(訪問・外来)療育等指導事業、支援施設一般指導事業など)	・延べ支援件数(令和3年度) 訪問 199件、外来 1,290件、施設 169件	変更(新規・拡充・行革)	●									06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
			中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっご部会(医療的ケア児部会))	●医療的ケアを必要とする子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、保健・医療、障害福祉、教育等の関係者が参画する「医療的ケア児支援部会」を定期的に開催し、支援状況や地域課題について協議・検討を進めます。また、地域の支援機関(病院や訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所など)と連携を図るとともに、専門の支援コーディネーターを配置するなど、支援体制・機能の整備を進めます。	・医療的ケア児への適切な支援に向けては、コロナ禍により部会の再開は見合わせた。医療的ケア児等コーディネーターが対象児のリスト管理や自宅訪問による生活状況の把握(20名)を進め、その他、支援機関のカンファレンスに積極的に参加し支援にあたった。	・コロナ禍により部会の再開は見合わせた。再開に向けて協議内容の調整を行う必要がある。	維持(継続)	●								06-1-① (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中等 その 他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	実施の 方向性	取組 項目																		
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																				
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																				
基本施策3：療育・教育																				
療育 の 充 実	① 療育 支 援 の 充 実		●「あまっこファイル」は誰もが使えるよう市のホームページに掲載するとともに、相談支援事業所や療育支援機関、学校等とも協力しながら、説明会の開催や保護者への周知等に取組みます。また、支援にかかわる機関の連携や情報の共有等に活用されていくよう努め、「途切れの多い支援」につなげていきます。	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。			維持(継続)						●	06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当		
			●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある委託相談支援事業所や保健所、こども家庭センター等の関係者で構成する自立支援協議会「あまっこ部会」を開催し、本市における療育等に関する課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・市内児童通所事業等との交流会の実施に向けた開催企画を進めることができた。			維持(継続)					●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当		
			●保育所や幼稚園において障害のある子どもを受け入れ、一人ひとりの障害の状況に応じた保育等を行います。また、発達の違いや障害の疑われる子どもの早期発見に努めるとともに、集団生活における必要な支援等について、医療機関や相談機関、障害児通所支援事業所等と連携してまいります。	中事業	法人保育施設等特別保育事業等補助金	・多核化する保育ニーズへの対応や、法人保育施設等の保育内容の向上を図るために補助を行う。	・多くの園が待機児童解消のための定員を超えての受け入れ促進、障害児保育、延長保育など多様な保育ニーズに対応し、保育サービスを行っている。 ・保育施設のノウハウを生かした世代間交流や異年次交流等の事業展開による地域住民との交流は、児童にとって貴重な体験となっている。 ・多様な保育ニーズに対応し、保育入所児童の健全な育成及び在宅子育て家庭や地域住民との交流を深めることに寄与している。 ・障害児保育事業(法人保育園) 44園 児童数151人 ・障害児保育事業(認定こども園) 11園 児童数41人	・「あまっこファイル」は誰もが使えるよう市のホームページに掲載するとともに、相談支援事業所や療育支援機関、学校等とも協力しながら、説明会の開催や保護者への周知等に取組みます。また、支援にかかわる機関の連携や情報の共有等に活用されていくよう努め、「途切れの多い支援」につなげていきます。			維持(継続)	・引き続き法人保育施設等に補助金を支出し、特別保育事業の実施を促進し、多核化する保育ニーズに対応する。				●	04-2-① (子ども・子育て支援)		保育管理課、こども入所支援担当	
			●保育所や幼稚園における、限局性学習障害(SLD)、注意欠如・多動性障害(AD/HD)、自閉症スペクトラム障害(ASD)等の早期発見と実態的確に把握するため、心理判定員等の人材の確保に努めます。	中事業	認定こども園特別支援教育経費補助金	・社会福祉法人立の私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助	・令和3年度は私立認定こども園5園において特別支援教育経費の補助を行った。当該補助金を交付することにより、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することができた。			維持(継続)	・今後も引き続き私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助を行い、良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図る。					●	04-2-① (子ども・子育て支援)		就学前教育課	
			●障害のある子どもや保護者への支援に関する研修を行い、保育士の専門性の向上や保育内容の充実を図ります。	中事業	医療的ケア児保育支援事業	・医療的ケア児を受け入れ、看護師等を配置し医療的ケアに従事させる等の取組を行う法人保育施設等に対して、その費用を補助する。	・保育所において医療的ケア児への支援の取組を進めるため、既に医療的ケア児を受け入れている他市に聞き取り等を行うとともに、本市における医療的ケア児に関するガイドライン(たき台)を作成した。	・園々の医療的ケア児に応じた看護師の配置や支援スペースの確保のほか、利用調整に係る仕組みを構築するなど、体制整備が必要である。また、医療機関等と連携を図り、医療的ケアの理解や手技等に関する研修を実施し、職員のスキルアップを図る必要がある。			変更(新規・拡充・行革)			新規		●	04-2-① (子ども・子育て支援)		保育運営課	
	② 保 育 の 充 実		●保育所や幼稚園における、限局性学習障害(SLD)、注意欠如・多動性障害(AD/HD)、自閉症スペクトラム障害(ASD)等の早期発見と実態的確に把握するため、心理判定員等の人材の確保に努めます。																保育運営課	
			●障害のある子どもや市内の保育所児童が一緒に過ごしふれあふ「保育交流」を実施し、子どもたちの社会性や積極性を育むとともに、お互いの理解を深めます。また、療育等の経験をを通じて、保育士のスキルアップや保育内容の充実につなげます。	中事業	保育の質の向上事業費	・保育所職員研修(基本・専門研修)の実施、オールあまっこ連絡会議の実施及び保育士等キャリアアップ研修の実施。 ・保育所職員研修(29回)を実施し、その内13回の「専門研修」は公立保育所等の保育所職員の質の向上を図った。 ・公立保育所施設長が保育の質の向上に向けて協議する「オールあまっこ連絡会」を5回実施し、当連絡会にて2つの合同研修を企画し、施設長向けには「防災についての学び」を、保育士向けには「発達理解と保育について」を実施した。 ・その他、年長児交流会の実施も検討し、コロナ感染予防対策を考慮し、動画配信等を利用しながら、できる範囲で交流を実施した。保育士同士の交流もでき、成果を上げている。実技を伴う研修などは、多数の参加が見込まれるため、感染予防の観点から実施しなかった。 ・尼崎市保育士等キャリアアップ研修は令和3年度7分野の実施をした。 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、内容によっては、動画配信での研修を実施し、学びを止めることのないように進めてきた。実践を伴うものが実施できなかったことにより、参加人数は減っているが、動画配信での研修受講などは、各施設によって受講する期間や時間が違え、多くの受講が可能となり成果を上げている。	・研修会場として、定員の半分の利用設定となり、収容人数の大きい場所を借りる必要がなかったため、賃借料等が多く発生しており、また受講希望者の制限を行う必要もあった。			維持(継続)	・新型コロナウイルス感染症感染拡大予防の観点から、研修の内容によって動画配信での受講を検討したり、集合研修が必要な場合は、十分な広いスペースの場所を設定するなど、安全に研修が実施できる環境を用意し、公立・私立共、多くの職員が研修を受けられるよう実施していくが、各施設の感染状況を踏まえ、参加の判断をしてもらうよう促す。			●	04-2-② (子ども・子育て支援)		保育運営課			
																				保育運営課
																				保育運営課
																				保育運営課

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	実施の 方向性	取組 項目																		
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																				
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																				
基本施策3: 療育・教育																				
(1) 療育	③ 放 課 後 の 支 援	●就学している障害のある子どもに対して、授業の終了後や学校の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス(放課後等デイサービス)や一時的な預かりのサービス(日中一時支援)を提供します。また、児童ホームにおいても留守家庭の障害のある子どもを受け入れ、本人はもとよりその家族にとっても、安心できる放課後の居場所を提供します。	中事業	認定こども園特別支援教育経費補助金	・社会福祉法人立の私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助	・令和3年度は私立認定こども園5園において特別支援教育経費の補助を行った。当該補助金を交付することにより、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することができた。			維持(継続)	・今後も引き続き私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助を行い、良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図る。				●		04-2-① (子ども・子育て支援)		就学前教育課		
			中事業	児童ホーム運営事業費	・保護者が労働等により居間家庭にいない小学校に就学している留守家庭児童に対し、遊びや生活の場を提供するとともに、適切な遊びや生活指導を通じた集団生活の中で、児童の健全な育成を図る。	・新型コロナウイルス感染症に伴う臨時閉所など、適宜適切に保護者に連絡するため、児童ホームの保護者向けメールサービスを活用している。 ・令和3年10月からは市が実施主体となり、おやつ提供業務を開始した。		・共働き家庭等の増加など社会環境の変化などにより、ニーズが高まっているなか、放課後に安心して過ごせる生活の場としての役割はより重要となっている。		維持(継続)	・学校休業日及び土曜日の開所時間を午前8時15分に変更する。 ・新型コロナウイルス感染防止に努めて運営を行うとともに、ボコンテアなど地域の人的資源の活用を図り、難力ある児童ホーム運営を実施するとともに、児童にとって安心・安全な居場所づくりのために指導員の資質向上にも努める。		拡充	●		04-2-① (子ども・子育て支援)		児童課		
			中事業	放課後児童健全育成事業所運営費補助金(障害児受入推進事業)	・障害児を受け入れるために必要な研修を受講し、又は必要な専門的知識を有する放課後児童支援員等を追加で配置するための経費を補助する。	25,665千円 ●施設					維持(継続)					●		04-2-① (子ども・子育て支援)		児童課
			中事業	放課後等デイサービス支援等事業費	・学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が追加的に生じた場合の利用者負担等を助成する。					—	廃止	・現状、一斉臨時休校の要請が想定されないことから、本事業は令和2年度末をもって終了している。(令和3年3月利用分の請求を同年4月に受けるため、令和3年度予算で対応。)				●		06-2-① (障害者支援)		障害福祉課
			中事業	障害者(児)日中一時支援事業費	・日中において監視する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)を指定した事業者等で保護し、見守りや日常的な訓練等を行う。					・平成29年6月から事業所指定基準の緩和や対象者の要件拡大、送迎加算の創設等の運用を開始しており、指定事業所数が増えたことで、利用回数(送迎も含む。)は増加傾向にあるものの、依然として放課後や日中活動系サービス利用後の時間帯の見守り支援を求める声も多い状況となっている。	維持(継続)	・制度拡充後に新たに指定を受けた事業所の事例や状況を紹介するなど、引き続き、指定基準の緩和により対象となる日中活動系サービス事業所への周知や協議等を行い、新規参入を促していく。				●		06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本理念	取組項目	取組内容(第4期)	中事業 その名	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																			
	重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																			
	基本理念3: 教育・教育																			
	① 幼・小・中・高等学校における支援体制の整備と充実	●個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組みます。	中事業	療養児等学習支援事業費		ICT機器を活用することで病院に入院している児童生徒などに、学校の教室での授業に疑似的に参加できる環境を整備する。	・病気療養児等が在籍している各学校の夏頃に合わせて、インターネット接続回線を準備したことにより、「公正な学び」を保障する機会を確保することができた。 ・また、緊急事態宣言の発出に伴い、感染が不安で登校を見合わせる児童生徒がいる家庭の中で通信環境を整っていない家庭の児童生徒がオンラインで自宅学習を行うため、LTE端末の貸出により学習機会を確保した。	—	維持(継続)	・学校に通学することができない児童生徒に対して学習指導を行うための環境を整備することで、教育の機会均等を確保できるようにする。				新規	●	03-2-④ (学校教育)		学校ICT推進課		
中事業			情報教育推進事業費[特別支援学校]		・学習指導要領に対応し、学習用のICT機器やシステムなどの環境を整備する。	・令和2年度に児童生徒1人1台端末の整備を行った。 ・令和3年度は児童生徒使用端末を活用することによる通信量増加に対応するため、学校の通信環境の内蔵化を実施した。	—	維持(継続)	・校務支援・学習評価システムの更新に向けた検討を行う。						●	03-2-④ (学校教育)		学校ICT推進課		
中事業			インクルーシブ教育システム検討事業費		・学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により、国や県の動向及び本市の特別支援教育基本方針を踏まえた特別支援教育のあり方や医療的ケア実施体制等を検討し、本市の特別支援教育を推進する。	・LD、ADHD等の発達障害を有し、教育上特別の支援を必要とする児童等が在籍する学校園に教育支援員を配置し、学習面・行動面における支援の充実を図った。また、校長及び特別支援教育コーディネーターを対象に研修を行ったことにより、本市の特別支援教育の基本方針や取組について理解を図ることができた。	・子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもたながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかという視点に立って環境整備や教員の専門性の向上に取り組む必要がある。また、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の増加及び支援内容の多様化を踏まえ、特別支援教育支援員や生活介助員等の人的支援を整備することが必要である。	変更(新規・拡充・行革)	・特別支援教育支援員を全ての小・中学校に配置することにより、教育上特別の支援を必要とする児童等に学習及び生活上必要な支援を行い、個々の教育的ニーズに応じた支援と教育支援体制の充実を図る。また、全ての小・中学校において道徳による指導が実施できるよう体制の整備に取り組む。さらに、令和5年度からの副次的な学級への導入に向け、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流の充実を図る。 ・学識経験者、医師、校長等による尼崎市特別支援教育検討会議における検討内容を踏まえて、今後の教育支援体制の充実及び医療的ケア児への支援体制の確保を図る。	拡充				●	03-2-④ (学校教育)		特別支援教育担当 特別支援教育担当 学び支援課			
中事業			特別支援教育サポートシステム事業費		・市立学校・園に有償ボランティアを配置し、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図る。	・尼崎市医療的ケア実施体制ガイドライン検討委員会を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関職員等の委員から意見聴取を行い、令和4年3月に「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」を策定した。また、校長及び特別支援教育コーディネーターを対象に研修を行ったことにより、医療的ケアの理解及び医療的ケア実施体制ガイドラインを周知することができた。	・尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドラインに基づき、教育委員会、学校、病院、関係機関等と連携して、個に応じた医療的ケア児への支援体制を整える必要がある。	変更(新規・拡充・行革)	・「特別支援教育検討会議」を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により基本方針及びガイドラインを踏まえた特別支援教育のあり方(インクルーシブ教育推進部)や医療的ケア実施体制(医療的ケア検討部)を検討する。加えて児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を行うことにより、児童生徒に合った学びの場での適切な教育を受けられるように支援体制を充実させる。 ・学識経験者、医師、校長等による尼崎市特別支援教育検討会議における検討内容を踏まえて、今後の教育支援体制の充実及び医療的ケア児への支援体制の確保を図る。	拡充	新規				●	03-2-④ (学校教育)		特別支援教育担当		
中事業			学社連携推進事業費(特別支援ボランティア養成事業)		・特別な支援を必要とする児童・生徒への理解を深めるため、その学びが活動につながるよう、支援を必要としている子ども達をサポートするボランティアを養成する講座を実施する。	・特別支援教育ボランティア136名登録 ・特別支援ボランティア、令和3年度登録者数は目標値の272%であり、新型コロナウイルス感染症拡大による影響があった前年度の登録者数を大きく上回った。今年度も特別支援ボランティアの配置により、子どもたちが主体的に活動に取り組むことができた。 ・プール介助員、令和元年度、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により水泳授業が実施されなかった。	—	維持(継続)	・特別支援ボランティアが年度当初から活動できるように人材確保及び適正な配置に努める。また、令和3年2月に策定した「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」に基づき、特別支援ボランティア、特別支援教育支援員、生活介助員等の充実及び適切な配置について検討していく。 ・水泳指導に係るプール介助員を、肢体不自由児童生徒のみならず、視覚障害、聴力障害及び発達特性等により、水泳指導における安全を確保する必要がある児童生徒がいる学校に配置するとともに、特別支援学級に在籍児童生徒が増えていること等を踏まえ、児童生徒が安全に安心して学習することができるように実態に応じた適切な配置について検討する。	維持(継続)					●	01-1-③ (地域コミュニティ・学び)		学び支援課		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名			
	実施の 方向性	取組 項目																			
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																					
重点課題2：生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																					
基本施策3：療育・教育	② （ 園） 相 談 の 切 り 切 り の 推 進	●就学前のいかにかわらず、支援が必要な幼児児童生徒に適切な教育を提供するため、幅広い専門家を教育支援委員会の構成メンバーとし、保護者の意見を最大限に尊重しつつ、総合的な観点から就学先の決定に係る相談を行い、合意形成を図ります。	中事業 幼稚園教育振興事業費(発達専門機能強化事業)		事業名(取組名)	●臨床心理士の資格若しくは幼稚園や小学校の教員免許を有する者を「特別支援教育相談員」として、各幼稚園の巡回相談を行い、園児一人ひとりの発達に応じた適切な教育環境や教育の実践に関する助言などを行う。			維持(継続)							03-3-① (学校教育)		就学前教育課	特別支援教育担当		
																				●就学前の早期からの相談や就学後の継続的な相談が可能となるよう関係機関と連携を進め、相談支援体制を整え、就学時に決定した「学びの場」について、個々の幼児児童生徒の発達や適応の状況を勘案し、必要に応じて柔軟に見直しを図ります。	
	③ 学 校 （ 園 ） と 機 関 の 連 携	●支援が必要な幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核とした教育・保健・医療・福祉等の関係機関とのネットワークを形成します。	中事業 幼稚園教育振興事業費(幼保小連携推進事業)		事業名(取組名)	●関係機関の代表者・学識経験者等を構成員とする「幼保小連携推進委員会」を設置し、幼児期と児童期の滑らかな接続を推進するための方策等を検討するとともに、幼保小連携の理解を深めるために、市内全施設を対象に全体研修や地区別情報交換会等を実施する。また、幼保小連携の具体的な取組として、幼保小接続カリキュラムの実施・検証、各校園における交流連携(幼児児童園連携・教師間連携・施設借用)、公開保育・授業等に取り組む。	●幼保小接続カリキュラムの実践モデル校園(仮称)を設置したところ、モデル校園の教師間の連携がさらに深まり、入学当初に児童が学校に登校できなかったという事例はなかったなどの成果が見られた。	●全体研修会や地区別情報交換会において、幼保小連携の取組事例の共有等を行っているが、今後は私立を含めた参加数の増加を目指すことにより、就学前教育施設については官民幼保施設の横の連携や小学校との縦の連携をより一層構築する必要がある。	●特別支援を必要とする子どもが増加傾向にある中、就学時における情報の引継ぎなど就学前後の連携についても強化していく必要がある。	維持(継続)						03-3-① (学校教育)		就学前教育課	特別支援教育担当		
																				●あまよう特別支援学校や兵庫県立の特別支援学校、就学前の各機関、小学校・中学校・高等学校による「縦の連携」と、保護者と在籍校園、「子どもの育ち支援センター(いしあ)」や福祉部局など、施設や分野を超えた「横の連携」をさらに強め、情報の共有と支援の充実を図ります。	
	④ あ ま よ う 特 別 支 援 学 校 の 専 門 性 の 向 上 と セ ン タ ー 的 機 能 の 充 実	●自立活動の充実を図り、キャリア教育の視点に立った肢体不自由特別支援学校の特色を生かした取組を進め、専門性の向上を図ります。	中事業 特別支援教育推進事業費(あまよう特別支援学校自立活動研修推進事業)		事業名(取組名)	●自立活動の専門家を講師として招聘し、自立活動についての知識と技能の向上を図る。	●新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、あまよう特別支援学校の教職員のみで実施(教職員等の名)	●感染症予防に留意しながら、それぞれの事業の実施方法等を見直し、児童生徒の自立を促す機会を設ける。	維持(継続)								03-2-④ (学校教育)		特別支援教育課	特別支援教育担当	
			中事業 特別支援教育推進事業費(あまよう特別支援学校「特別支援学校交流・体験チャレンジ事業」)		事業名(取組名)	●児童生徒が人と自然とのふれ合いを通じて、豊かな心や社会性を養うとともに、自立を目指した知識、技能、態度及び習慣の育成を図る。	●新型コロナウイルス感染症対策のため、校内外での活動を2日実施：12月10日(金)、1月13日(水) 参加11名(在籍15名)(中学部2年・3年)		維持(継続)								03-2-④ (学校教育)		特別支援教育課	特別支援教育担当	
			中事業 看護師派遣業務委託事業費		事業名(取組名)	●あまよう特別支援学校の登下校及び校内での看護業務の民間医療機関に委託して看護師等を派遣及び配置する。	●令和3年度から新たな病院と委託契約を結び、複数人の看護師が勤務する中で、同じ看護師1人を1日中(8時間)、学校に常駐させることで、児童生徒の健康状況等について他の看護師間の引継ぎがより円滑に行えるようになった。	●あまよう特別支援学校では児童生徒数や人工呼吸器等を使用する児童生徒が増加するとともに、障害の重度化が進んでおり、必要な医療行為も多様化していることから、研修を行うなど看護師の質の向上が不可欠である。	変更(新規・拡充・行革)	拡充	拡充							03-2-④ (学校教育)		特別支援教育課	特別支援教育担当
			中事業 スクールバス運転業務委託等事業費		事業名(取組名)	●あまよう特別支援学校のスクールバス運転業務の効率化及び児童生徒に対する送迎体制の充実を図るため、スクールバスの運転業務を民間業者に委託及び介護タクシーの使用を実施する。	●あまよう特別支援学校のスクールバス運転業務を民間業者等に委託することにより、あまよう特別支援学校の児童生徒が安全に安心して通学できる体制を整えることができた。	●介護タクシーによる送迎体制により、保護者の負担が軽減され、児童生徒もより安全かつ快適に通学することができた。	変更(新規・拡充・行革)	拡充								03-2-④ (学校教育)		特別支援教育課	特別支援教育担当
				事業名(取組名)	●病院と委託契約を結び、看護師を派遣することにより、あまよう特別支援学校の児童生徒に対して必要な医療的ケアを行うことができ、安全に学校生活を送ることができた。	●あまよう特別支援学校の児童生徒数の増加、障害の重度化、医療的ケアの多様化に対応し、適切な医療的ケアを行うことで、児童生徒が安心して安全に学校生活を営むとともに、保護者の通学に係る負担を軽減するためには看護師の継続的な確保、質の向上やスクールバスの更新、介護タクシーの利用等が不可欠である。	変更(新規・拡充・行革)	拡充								03-2-④ (学校教育)		特別支援教育課	特別支援教育担当		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
	実施の 方向性	取組 項目																	
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																			
基本施策3: 療育・教育																			
(2) インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育	④ あまよう特別支援学校の 充実 ●市内児童生徒向けの学習会や保護者向けの研修会を充実させるとともに、関係機関との連携による教職員研修の実施、市内中学校への支援など、ニーズに応じた特別支援教育のセンター的機能の充実を図ります。	中事業	特別支援教育推進事業費(あまよう特別支援学校自立活動研修推進事業)		特別支援教育推進事業費(あまよう特別支援学校自立活動研修推進事業)	・自立活動の専門家を講師として招聘し、自立活動についての知識と技能の向上を図る。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、あまよう特別支援学校の教職員のみで実施(教職員等60名)	・感染症予防に留意しながら、それぞれの事業の実施方法等を見直し、児童生徒の自立を促す機会を設ける。	維持(継続)					●		03-2-④ (学校教育)		特別支援教育担当	
		中事業	特別支援教育推進事業費(特別支援学級合同宿泊訓練推進事業)		特別支援教育推進事業費(特別支援学級合同宿泊訓練推進事業)	・中学校の特別支援学級在籍生徒が、合同で1泊2日の宿泊訓練を行う。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止		維持(継続)					●		03-2-④ (学校教育)		特別支援教育担当	
		中事業	特別支援教育推進事業費(特別支援学級合同運動会推進事業)		特別支援教育推進事業費(特別支援学級合同運動会推進事業)	・中学校の特別支援学級合同開催の運動会	・11月13日(土) 3年生のみで実施			維持(継続)					●		03-2-④ (学校教育)		特別支援教育担当
⑤ 教職員の専門性の向上	●全ての教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るとともに、本市並びに各校園における特別支援教育の推進役となる人材を育成するため、それぞれの経験や職階に応じた特別支援教育に係る研修体系を構築します。						・LD、ADHD等の発達障害を有し、教育上特別の支援を必要とする児童等が在籍する学校園に教育支援員を配置し、学習面・行動面における支援の充実を図った。また、校園長及び特別支援教育コーディネーターを対象に研修を行ったことにより、本市の特別支援教育の基本方針や取組について理解を図ることができた。	・子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実態・達成感をもちながら充実した時間を過ごし、つづ、生きる力を身につけていけるかどうかという視点に立って環境整備や教員の専門性の向上に取り組む必要がある。また、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の増加及び支援内容の多様化を踏まえ、特別支援教育支援員や生活介助員等の人的支援を整備することが必要である。	変更(新規・拡充・行革)		拡充				●		03-2-④ (学校教育)		特別支援教育担当 学び支援課
																			特別支援教育担当 学び支援課
⑥ 特別支援 ・啓蒙 発について	●交流及び、共同学習の一層の充実をはじめ、全ての幼児児童生徒が多様性を理解し、尊重し合う共に生きる社会の構成員として、協働して生活する態度を育成します。																		特別支援教育担当
																			特別支援教育担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事等 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	実施の 方向性	取組 項目																		
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																				
重点課題2：生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																				
基本施策3：教育・教育																				
① 学校教育 の中で 福祉 教育の 推進	●障害のある人を取り巻く問題を、人権に対する理解と認識を深めるため、道徳・特別活動・総合的な学習の時間などを利用して、学ぶ機会をつくれます。また、「トライやる・ウィーク」等による福祉施設での体験活動を通じた経験や学校との交流を促進します。	中事業	こころの教育推進事業費		こころの教育推進事業費	・小・中学校で作成する道徳教育、人権教育に係る全単計画「年間指導計画等との整合を図りつつ、「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成及び人権教育の推進」を重点項目とし、講演会及び校内研修、公開授業を実施する。	・各校で実施する講演会のテーマを「生命を尊重する心」、「規範意識」の育成及び人権教育の推進とし、情緒ケア、多様な性、障害者、性教育等、幅広い分野の講師を招聘し、講演会を行うことができ、児童生徒の自尊感情の向上、規範意識の育成、人権意識の高揚に繋げることができた。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、地域住民や保護者を講演会に招く機会が減少しているが、感染状況を鑑み、引き続き機会を捉え地域住民・保護者に啓発を行う。	—	●						03-2-① (学校教育)		学校教育課		
		中事業	トライやる・ウィーク推進事業費		トライやる・ウィーク推進事業費	・中学2年生が、自らの興味・関心のある分野や将来就きたい職業等の体験活動を、学校を離れて5日間実施する。	・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業所での職業体験ができなかった学校が多かったため、実績値が減少した。	・目標指数の「トライやる・ウィーク」で充実した活動ができたと感じている生徒の割合は中学校全体では50%であるが、事業所での活動を行った学校に限っては84%の生徒が充実した活動ができたことと回答していることから、自らの将来について主体的に考えたいと、地域の中で活動することは有意義であると考えた。	●							03-1-① (学校教育)		学校教育課		
	② 教育 相談 の 充 実	●不登校やいじめ、発達特性など学校における様々な不安や悩みを抱える児童生徒と保護者への心のケアや適切な支援を行うため、学校や医療・福祉等の関係機関と連携し、教育相談体制づくりを推進します。また、不登校から引きこもりになる可能性があることから関係機関と連携を深め、未然防止と早期対応に努めます。	中事業	心の教育相談事業費(心の教育相談事業)		心の教育相談事業費(心の教育相談事業)	・子ども、保護者、教職員が抱える悩みの解決を支援するとともに、問題を予防して子どもの心身の歪まいを軽減する。また、各学校間の教育相談体制の充実を図り、教育相談から災害・事故等の心のケアまでの一貫した支援を行う。	・電話相談988件・面接相談2,804件	・教育相談事業で、教育相談カウンセラーが学校訪問を行うことで学校の連携を強化することができた。	●								03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課
			中事業	心の教育相談事業費(高等学校カウンセラー派遣事業)		心の教育相談事業費(高等学校カウンセラー派遣事業)	・教育臨床心理に関して専門的な技能や視点を有するカウンセラーを市立高等学校へ派遣し、教職員へのカウンセリングに係る研修等を通して、基本的なカウンセリング技能の向上を図るとともに、心に悩みを持つ生徒や保護者の問題解決に係る支援のための教育相談を実施する。			●							03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課 高校教育課	
			中事業	心の教育相談事業費(スクールソーシャルワーク推進事業)		心の教育相談事業費(スクールソーシャルワーク推進事業)	・スクールソーシャルワーカーが学校で活動することにより、学校現場に福祉の視点を導入して、関係機関との連携を図り、要支援の子ども達の発見および環境改善に係る体制作りを行う。	・スクールソーシャルワーカーの勤務体系の見直し(週5日勤務の設定)を行ったことにより、拠点校巡回型配置や全ての学校種で一貫した学校間支援体制を一部構築し、関わる学校が増えた。	●								03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課	
			中事業	不登校対策事業費(不登校対策推進事業)		不登校対策事業費(不登校対策推進事業)	・不登校児童生徒に関する対応力の向上を目的に教職員への研修等を実施するとともに、学校環境適応尺度「アセス」をモデル実施し、不登校児童生徒の未然防止、早期発見・早期対応に努める。	・スクールソーシャルワーカー(SSW)の勤務体系を、不登校児童生徒の支援体制を充実することができた。また、教育相談カウンセラーと指導主事が積極的に学校訪問を行い、学校やスクールカウンセラー(SC)との連携を強化することができた。	●								03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課 高校教育課	
			中事業	不登校対策事業費(匿名報告アプリ活用事業)		不登校対策事業費(匿名報告アプリ活用事業)	・いじめに係る生徒が躊躇せず教育委員会に匿名報告できるアプリを導入するとともに、いじめの傍観者にならないための授業を全中学校で市立高校9校で実施する。	・匿名報告アプリ活用事業では、カード配布等での周知を行ったことにより、中学校では登録件数が僅かに増加した。	●									03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課
			中事業	不登校対策事業費(不登校対策推進事業)		不登校対策事業費(不登校対策推進事業)	・不登校児童生徒に関する対応力の向上を目的に教職員への研修等を実施するとともに、学校環境適応尺度「アセス」をモデル実施し、不登校児童生徒の未然防止、早期発見・早期対応に努める。	・小学校中学校不登校担当者を対象とした研修の実施(41人)とともに、中学校不登校研究協議会と共催による、教職員、フリースクール担当者、こども自立支援員、ハートフルフレンド向けの研修を2回実施(60人参加)、不登校児童生徒の理解を深め、組織的・継続的な支援に繋げた。	●									03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課
			中事業	不登校対策事業費(ハートフルフレンド派遣事業)		不登校対策事業費(ハートフルフレンド派遣事業)	・不登校児童生徒やひきこもり傾向、学校の別室等に登校している児童生徒に対して、大学生や社会人等のボランティアとして、大先輩や先輩と対話する機会をもち、ふれあいを通して自尊感情や自己肯定感を育み、自主性や社会性の伸長を援助する。	・園田学園女子大学と協働でハートフルフレンド研修を行い、ボランティアスタッフの確保(令和3年度:20人)と質向上を行った。	●									03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課
			中事業	不登校対策事業費(こども自立支援活動事業)		不登校対策事業費(こども自立支援活動事業)	・不登校児童生徒の自主性・自立性を育むために、社会・文化・自然とふれ合う体験活動を企画運営するとともに、学校関係者が不登校児童生徒に対する理解を深めるための研究・研修を実施する。	・体験活動を教育支援室3カ所で行った(21人参加)し、個々の状況に応じた支援活動が推進できた。	●									03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課
中事業	不登校対策事業費(不登校支援団体ネットワーク会議事業)		不登校対策事業費(不登校支援団体ネットワーク会議事業)	・不登校児童生徒の背景や原因が複雑・多様化していることから、多面的なアセスメント及び支援を推進するため、関係機関を結び付けるネットワーク会議を開催し、有効・適切な取組に繋げる。	・不登校やひきこもり傾向の児童生徒に対して、大学生や社会人等のボランティアであるハートフルフレンドを派遣することで、自主性や社会性の伸長を図る支援を行った。また、園田学園女子大学の社会連携推進センターと協働で研修用ハンドブックを作成し、ハートフルフレンドへの研修を行うとともに、教職員と民間支援者等と連携した研修を開催し、質の向上を図った。	●									03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課			

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策				中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	実施の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																		
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																					
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																					
基本施策3：療育・教育																					
3 こころの 教育・ 支援	② 教育 相談の 充実	●不登校やいじめ、発達特性など学校における様々な不安や悩みを抱える児童生徒と保護者への心のケアや適切な支援を行うため、学校や医療・福祉等の関係機関と連携し、教育相談体制づくりを推進します。また、不登校から引きこもりになる可能性があることから関係機関と連携を深め、未然防止と早期対応に努めます。	中事業	教育支援室運営事業費	「教育支援室」の運営と、民間委託した「教育支援室」のモデル事業を行う。	・令和3年度、サテライト教室に通う不登校児童生徒が増加(令和2年度54人→令和3年度61人)した。令和3年度も教育支援室「ほっとすてっぷEAST」と「ほっとすてっぷWEST」の2教室は(EAST40名、WEST20名)定員を満たし、また令和3年度から教育支援室「ほっとすてっぷSOUTH」(定員20名)を開設し支援を行った(14名)。 ・令和2年度では教育支援室の定員が60人であったが、令和3年度は「ほっとすてっぷSOUTH」の設置を行い、定員が80名に増加した。			維持(継続)	・不登校児童生徒の実態を把握し、未然防止を図るとともに、個々の状況に応じ不登校児童生徒への支援を行うため、「ほっとすてっぷEAST」「ほっとすてっぷWEST」「ほっとすてっぷSOUTH」「ほっとすてっぷオンライン」の運営を実施する。 ・教育支援室、サテライト教室に登録された児童生徒が、継続して通級しやすいように環境の整備を行い、学校と密に情報共有を行うことにより、教育支援室、サテライト教室、学校が連携しながら継続的・組織的な支援につなげる。							03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課		
			中事業	学校支援専門家派遣事業費	・学校が抱える児童生徒等の様々な問題に対応するため、専門的視点から支援を行う弁護士等の専門家を派遣し、課題の早期解決を図ることに資する。	・令和3年度の専門家派遣回数は54回であり、相談事案が改善した割合は74%であった。 ・医療分野の専門家からは、発達に特性のある児童生徒に係る専門的な指導助言を受けることができ、対応方法や今後予想される課題についての理解を深めることができた。 ・教育分野や心理分野の専門家については派遣回数が増えなかったため、いじめ対応や生徒理解、カウンセリングマインド等に関する指導助言や校内研修など、派遣校での相談事例を紹介・権限開示することで、重大事案等の未然防止に寄与する。			維持(継続)	・教育支援室「ほっとすてっぷEAST・WEST」に加え、新たに「ほっとすてっぷSOUTH」を開設したことにより、通級児童生徒数が増加するとともに、対面では通級しにくい児童を自宅や学校とオンラインで繋ぐことにより学習支援を行った。			・いじめ対応や保護者対応の他、昨今では発達に特性のある生徒への対応や不登校傾向にある児童生徒の事例研究、自死予防教育等に係る相談事例も増加傾向にある。こうした状況に対応していくため、各分野の専門家派遣体制を拡充し、学校園の支援を行っている。						03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課
			中事業	ユース相談支援事業費	・尼崎市内在住の中学3年生から概ね29歳までの、引きこもり状態やそれに近い状態にある、青少年及び家族に対して、重篤な引きこもりに陥らないよう、アウトリーチによる相談支援、当事者会、家族会などの支援を行う。	・令和3年度における事業申請件数は36件であり、令和2年1月から令和4年3月末までの事業申請件数は延べ79件となった。委託事業者によるアウトリーチ支援を実施したほか、当事者会を36回、家族交流会を回、啓発事業を1回開催した。 ・令和3年6月に市立中学校を17校を訪問してユース相談支援事業の説明を行ったほか、こども教育支援課と連携して長期欠席生徒の情報を共有し、欠席日数が多く引きこもっていると推測できる生徒について各中学校と情報共有し、必要な生徒に本事業を提案できるよう協力を依頼した。	・保護者等が自ら支援を探し、本事業を知る機会があった方で、引きこもり状態も比較的軽篤でない対象者からの申請が多い。引きこもり状態が重篤であるなど、支援を必要とする対象者に本事業について知ってもらう機会を増やしていくことが課題である。			維持(継続)	・令和3年度に引き続き、支援を必要とする中学3年生に当事業が介入を提案できるよう市立中学校やこども教育支援課に協力を依頼し、情報共有の機会を増やしていく。 ・令和4年度は既存の連携機関に加えて、新たに発足した重層的支援推進事業や引きこもり等支援事業との連携や、地域課との協働により、また事業につなげていない対象者に対して支援が届けられるように周知啓発に努める。								04-3-④ (子ども・子育て支援)		こども相談支援課

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策			中事業 その種	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
	実施の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																			
基本施策4：雇用・就労																			
① 就労に 関する 支援・ 相談 体制等 の充実	●障害のある人の一般就労を支援するため、就労に必要な知識や能力の向上、求職活動、就職後の職場定着などを支援するサービス(就労移行支援、就労定着支援)を提供します。	中事業	障害者(児)自立支援事業費			・就労サービスの利用者数は令和2年度の1,421人から令和3年度は1,542人と大幅に増加しており、多様な就労ニーズに対応できている。		-	維持(継続)	-					●	06-2-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	
		中事業	身体障害者更生訓練費給付事業費	・障害者が就労または機能回復のための訓練を行った日数により訓練手当を支給する。また、通所による訓練を受ける場合は通所に必要な経費を支給する。	・コロナ禍により延べ利用者数は前年度と比較して減少しているが、身体障害者の社会復帰の促進や経済的な負担軽減を図ることができた。(延べ利用者数33人)		-	維持(継続)	・訓練に必要な経費の支給により、社会復帰の促進を図るため今後も継続して実施する。					●	06-2-② (障害者支援)		障害福祉課		
	●障害のある人の就労を支援するため、「尼崎市障害者就労・生活支援センターみりのり」において、就労相談や職場内実習など機会の提供、雇用先の開拓・確保、就労定着に向けた支援等に取り組めます。また、障害のある人の就労支援にあたっては、個人の能力や特性に応じた支援に努めるとともに、本人が抱える不安や悩みを十分に理解するなど継続的な支援を行います。	中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労支援事業)	・就労相談、就労準備訓練及び職場実習支援、就労支援、就労定着支援、就労生活支援、職場開発、関係機関との連絡及び調整など。	・委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、コロナ禍においても24人が一般就労につながった。			-	維持(継続)	・障害者の就労支援にあたっては、多様な就労ニーズにも対応していくため、現行の事業・取組がより効果的かつ一体的な支援となるよう、障害者就労チャレンジ事業の見直しを含め、「障害者就労・生活支援センターみりのり」の役割や機能の再整理に向けた検討を進めていく。					●	06-2-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	
	●尼崎市障害者就労・生活支援センターみりのりが中心となり、地域の就労支援事業所等のネットワーク会議を定期的に開催して、課題の共有や連携の強化を図るとともに、兵庫県が設置する専門的就労支援機関(障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター)と連携して、地域の就労支援体制の充実に取り組めます。	中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労支援事業)	・就労相談、就労準備訓練及び職場実習支援、就労支援、就労定着支援、就労生活支援、職場開発、関係機関との連絡及び調整など。	・委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、コロナ禍においても24人が一般就労につながった。			-	維持(継続)	・現在は一般就労(就労移行支援)を中心に開催している「就労支援ネットワーク会議」の運用方法を見直し、今後は福祉的就労(就労継続支援)や施設拡大等に関する課題についても協議していく。					●	06-2-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	
		中事業	障害者雇用推進等事業費(ハートフルオフィスup×3(アップスリー))	・障害者活躍推進計画の取組項目「障害者等に応じた多様な形態での任用」として始めた「ハートフルオフィスup×3」において、会計年度任用職員(非常勤事務補助員)として任用された障害者「スタッフ」が、ジョブコーチの支援を受けながら、アウトソーシング等になじまず庁内各課に残る継続定数業務(封入作業、PC入力、書類スキャン等)を行う。	・市役所における障害者雇用として、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」において7人を雇用し、一般就労へのステップアップ等に取り組んだ。 ・ハートフルオフィスup×3について、スタッフ1名の就職が決まり令和4年3月に退職した。令和4年6月現在10名を任用している。(R3:7名、R4:10名) ・職員向け広報物「up×3 NEWS(アップスリーニュース)」によるPR(4月・10月)を行った。 ・障害者雇用率(R3:2.66%)			-	維持(継続)	・「ハートフルオフィスup×3」については雇用枠を9人に増員し、毎年3人程度の入れ替りを想定して、計画的に採用していく。 ・up×3スタッフを庁内の各職場へ派遣する「インターン配置」の実施					●			能力開発支援担当	
	●市役所や市の関係機関において、障害のある人の雇用の促進と継続的な雇用を図ります。また、「障害者活躍推進計画」に基づき、障害のある職員への合理的配慮や障害特性に応じた多様な形態による任用等に取り組めます。	中事業	障害者雇用推進等事業費(障害のある職員の職業生活相談窓口の運用)	・障害のある職員等の職業生活に係る相談事等について、障害者雇用促進法で定める「障害者職業生活相談員」が関係部署等と連携しながら対応する。	・障害のある職員の職業生活相談窓口を令和3年10月に開設した(R3相談件数:7件)			-	維持(継続)						●			能力開発支援担当	
		中事業	障害者雇用推進等事業費(障害者活躍推進研修(職員研修)の実施)	・職員の合理的配慮の理解の浸透をテーマに研修を行う。	・障害者活躍推進研修では、全所属長を対象に、合理的配慮をテーマに30分の動画で実施した。 ・障害者週間(12/3-9)に合わせ、「合理的配慮を学ぼう」をテーマに、事例を5日連続日替わりで庁内電子掲示板に掲載した(閲覧数:113・193件・延べ824件)			-	維持(継続)	・障害者活躍推進研修の受講対象者の拡大						●			能力開発支援担当
	●市役所において職場体験や就労実習を行う「障害者就労チャレンジ事業」を継続して実施することで、障害のある人の就業意欲の高揚を図るとともに、一般就労の促進につなげます。	中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労チャレンジ事業)	・臨時的任用職員(チャレンジャー)として雇用し、就労実習などの支援を行う。	・「障害者就労チャレンジ事業」でも14人を短期雇用し、就労実習を行った。			-	変更(新規・拡充・行革)	・障害者の就労支援にあたっては、多様な就労ニーズにも対応していくため、現行の事業・取組がより効果的かつ一体的な支援となるよう、障害者就労チャレンジ事業の見直しを含め、「障害者就労・生活支援センターみりのり」の役割や機能の再整理に向けた検討を進めていく。	行革				●	06-2-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	
	●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある就労支援事業所や委託相談支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の関係者で構成する自立支援協議会「あまのしごと部会」を開催し、本市における就労に関する課題や必要な支援等についての共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。働きを図るとともに、一般就労の促進につなげます。	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(しごと部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・新型コロナ感染拡大防止の為にビデオ通話サービスを活用する等開催手法を工夫し、フォーラム等を開催できた。			-	維持(継続)	・自立支援協議会の開催にあたっては、運営面での負担軽減に向けて、コロナ禍での開催手法を参考に、引き続き運用手法の見直し等を進めていく。					●	06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
	実施の 方向性	取組 項目																	
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																			
基本施策4：雇用・就労																			
① 多様な 形態での 就労 支援	(1) 雇用 機会	②	●障害のある人を雇用するための環境整備等に関する各種助成制度の周知等に努め、障害のある人を雇用する企業等の支援に取り組みます。また、重度の障害のある人の雇用促進に取り組み「阪神友愛食品(株)」への支援を行います。 ●雇用分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や職場環境における障害のある人への合理的配慮の提供研修等について、企業等の理解促進につなげていくため、各種研修の開催や市のホームページ等の活用、市内経済団体との連携・協力による周知・啓発に取り組みます。	中事業	企業内人権研修推進事業費	・企業人権・同和教育合同研究会の事務局業務を委託するとともに、市内企業に対して研修会等を開催することにより、企業における人権問題への正しい理解と認識を深める。 ・2回の研修とも、研修後のアンケートでは、新たな気づきを待て理解度が高まったとの回答があり、研修内容に対する満足度は高かったが、参加人数は少なかった。	・職場環境が多様化する中で、人権問題の正しい知識を習得し、伝達することは、企業が社会的責任を果たす上で必須であり、企業内で自主的に人権啓発をするよう促していく必要がある。	維持(継続)	・今話題になっている人権問題をテーマにすることにより受講意欲を高めるなど、受講者増に努める。また、従前より市報あまがさきやホームページへの掲載、企業への個別連絡等により研修の周知を図っているが、今後も、より多くの企業が参加できるように、周知の方法等について工夫する。 ・近年、国際社会でもジェンダーの知識不足によるハラスメントや企業の経営損失等について、高い関心が寄せられていることや、コロナ収束後は再び外国人労働者の増加が見込まれることなどを踏まえて、市内企業に対し、これらをテーマとした研修を実施していく。							11-3-② (地域経済・雇用就労)		しごと支援課	
		①	●一般就労が困難な障害のある人への福祉的就労を支援するため、生産活動など働く機会の提供や、それらの活動に必要な知識や能力の向上等を支援するサービス(就労継続支援A型・B型)を提供します。 ●新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動収入が減少している就労継続支援事業所が、その生産活動の拡大に向けて行う事業に係る経費を助成する。 ●令和3年度は3法人3事業所に対して、生産活動の拡大に向けて必要な経費を助成することで、コロナ禍における事業所の受注機会の拡大につながっており、利用者に対する就労支援(賃金・工資の維持)に寄与した。	中事業	生産活動拡大支援事業費	・令和3年度は3法人3事業所に対して、生産活動の拡大に向けて必要な経費を助成することで、コロナ禍における事業所の受注機会の拡大につながっており、利用者に対する就労支援(賃金・工資の維持)に寄与した。	・	・	維持(継続)	・	・	●	●	●	●	●	06-2-② (障害者支援)		障害福祉政策担当
② 多様な 就労 支援	(2) 多様な 就労 支援	①	●障害者の状況等に応じた多様な日中活動(生産活動、創作的活動、訓練など)を提供するため、地域活動支援センター等を運営する事業者への支援を行います。	中事業	地域活動支援センター事業補助金	・地域活動支援センターの運営に要する費用の一部を補助する。	・利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる地域活動支援センターは、日雇報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しているため、県制度と連携しつつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場を確保することができた。	・地域活動支援センターから日中活動系サービスの事業者への移行ケースもあり利用人数はほぼ横ばいであるが、利用希望者に対して一定の日中活動の場を提供でき、多様な活動の場の確保に向けて、運営を支援していく必要がある。	維持(継続)	・	●	●	●	●	●	●	06-2-② (障害者支援)		障害福祉課
		②	●障害者の状況等に応じた多様な日中活動(生産活動、創作的活動、訓練など)を提供するため、地域活動支援センター等を運営する事業者への支援を行います。	中事業	障害者小規模作業所運営費等補助金	・小規模作業所の運営に要する費用の一部を補助する。	・利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる小規模作業所とは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しており、県制度と連携しつつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場を確保することができた。 ・県補助金の段階的な見直しを受け、今後の本市の対応について協議を進めた。	・本市においても県の見直しにあわせ、令和7年度に補助金を廃止することとするが、経過措置期間中は段階的に減額される県補助負担分を市が補填する支援策を行うとともに、本市独自の支援(産度加算費や値上費等の補助)も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていく。 ・県補助金が廃止される令和7年度まで、市内の小規模作業所(3か所)や利用者との協議を進め、法内施設(地域活動支援センター、就労継続支援B型)等への内泊な移行を促進するなど、利用者の社会参加機会の維持・継続に向けて支援していく。	維持(継続)	・	●	●	●	●	●	06-2-② (障害者支援)		障害福祉課	
② 販路 拡大 等の 支援	(2) 多様な 就労 支援	①	●障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立を促進するため、市の調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。	その他取組	「障害者優先調達推進法」関係事務	・リストの更新 ・特定随意契約の業者選定など	令和3年度契約実績 6件	・	維持(継続)	・							06-2-② (障害者支援)		障害福祉政策担当
		②	●障害者就労施設等の受注機会の確保や販路の拡大につなげるため、施設の製品や役務等を紹介する専用ホームページ(ジョブリンクama)を活用した広報・販売促進活動や共同受注(発注企業と受注施設のマッチングなど)に取り組みます。また、企業イベントへの出店や市役所内の販売会「居るるフェア」を定期的に開催します。	中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労施設等販路開拓事業)	・障害者就労施設等の製品の販路開拓に向けた支援を行う。	・障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けて、施設の製品や役務等を紹介する専用ホームページ「ジョブリンクama」を活用し、共同受注の支援により、発注企業(15社・19件)から19施設への契約に結び付けた。 ・コロナ禍により企業イベントの中止が多かったため、市内販売「居るるフェア」の開催方法を工夫し、小規模の販売会も含めて計17回開催した。	・障害者の就労支援にあたっては、多様な就労ニーズにも対応していくため、現行の事業・取組がより効果的かつ一体的な支援となるよう、障害者就労チャレンジ事業の見直しを含め、「障害者就労・生活支援センター」の役割や機能の再整理に向けた検討を進めていく。	維持(継続)	・	●	●	●	●	●	06-2-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名			
	実施の 方向性	取組 項目																			
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																					
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																					
基本施策6: 生活環境、移動・交通																					
(1) 住 ま い の 確 保 等	生活 環境	①	●グループホームの整備については、利用ニーズや事業所の運営状況等の把握に努めるほか、障害のある人の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」の運営の評価に取り組み、開設補助や国の整備補助の制度を活用することで、計画的な整備の促進を図ります。また、グループホームの利用者が安心して生活できるよう、消防法等の基準に適合させるための改修や設備設置など施設整備に対する支援を行います。	中事業	グループホーム等新規開設サポート事業費	・市内にグループホーム等を開設する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において、開設時に必要な初年度用品や住居の借り上げ等に要する初期経費、消防設備(自動火災報知設備等)の設置経費の一部を助成し、新規開設の促進を図る。	・グループホームの整備促進に向け、令和3年度は市内にグループホーム等を開設する7事業者に対し、開設経費の一部を補助することで、グループホーム8ホム(32定員)、短期入所2箇所(6定員)の新規開設の促進を図ることができた。 ・市内グループホームの定員数は、令和2年度の497人から令和3年度は552人と着実に増加しており、第4期障害者計画の目標値に対して約79%の実績となっている。 ・グループホームの整備促進に向けては、今後の整備の方策を策定するため、令和2年度に実施した市内障害者団体へのアンケート調査に加えて、令和3年度は「りくらしサポートセンター」を通じて市内事業所(24か所)にアンケート調査を行い、利用状況等の把握を進めた。調査結果から、多くのホームで利用者の重度化・高齢化が進み、その対応に課題を抱えていることを把握した。	・市内事業所への調査結果をみると、多くのホームで利用者の重度化・高齢化が進み、その対応に課題を抱えている。	変更(新規・拡充・行革)	・グループホームの整備促進に向けては、引き続き既存事業を有効に活用するとともに、各調査結果を基に今後の整備の方策を策定し、更なる整備を検討していく。あわせて、グループホーム利用者の重度化・高齢化にも対応していく必要があるため、指定事業所ネットワーク会議で調査結果の共有や意見を伺いながら、既存ホーム等のバリアフリー(大規模)改修等に係る経費助成についても協議・検討を進めていく。						06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課			
			●国の補助事業(社会福祉施設等施設整備費補助金)を活用し、障害者の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」を優先した整備の促進を図る。	中事業	社会福祉施設等施設整備費補助金	・「日中サービス支援型グループホーム」の整備については、コロナ禍の影響等で予定より遅れたものの、令和4年4月から開設できるよう整備法人と調整等を進めた。			維持(継続)	・各調査結果を基に今後の整備の方策を策定し、「日中サービス支援型グループホーム」の更なる整備を検討していく。									06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当
			●障害のある人の地域移行や日常生活上の様々な困りごとに対し、地域全体で支えるサービス提供体制となる「地域生活支援拠点」の居住支援機能を活用して、安心した地域生活を支援します。この拠点機能の中核を担う「りくらしサポートセンター」が中心となり、地域生活を支援する指定事業所等のネットワーク会議を定期的で開催して、グループホーム等の利用状況の把握・公表や課題の共有、連携の強化を図るほか、介護者の急病等による緊急時の受け入れ対応も行うなど、地域の生活支援体制の充実に取り組みます。	中事業	障害者安心生活支援事業費	・地域全体で支えるサービス提供体制である「地域生活支援拠点」の機能が円滑かつ効果的に進むよう関係機関との連携強化等を行うことで、障害者等の地域生活を支援する。	・グループホームの利用者数は、令和2年度の349人から令和3年度は392人と着実に増加しており、第6期障害福祉計画の目標値に達する100%の実績となっている。 ・「地域生活支援拠点」の機能強化に向けて、グループホームと短期入所事業所のネットワーク会議については、Web会議を活用し、令和3年度の報酬改定や、消防局より職員を招いて防災について研修するなど計3回開催し、意見交換と情報共有を図った。また、生活介護事業所のネットワーク会議については、感染予防対策を実施しながら対面で1回開催しており、令和4年度からの本格実施に向けて、当該ネットワーク会議の目的や今後の進め方等の情報共有を図った。		維持(継続)	・「地域生活支援拠点」については、各支援機関の拠点機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、令和4年度は生活介護事業所のネットワーク会議を活用し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組みとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化に繋げていく。									06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当
●市営住宅の入居者募集時に設けている障害のある人等の優先方式を継続します。また、障害のある人の居住の安定の確保に向け、住宅・福祉等の関連分野における連携を強化し、民間団体や事業者等による居住支援の充実を図るとともに、賃貸住宅への入居支援として、障害のある人等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を行います。																			住宅管理担当 住宅政策課		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本理念	実施の方向性	取組項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名				
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																						
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																						
基本施策6: 生活環境、移動・交通																						
(1) 生活環境	住宅のバリアフリー化	●「尼崎市営住宅建替等基本計画」に基づき、市営住宅の建替えやエレベーター設置に取り組み、バリアフリー化を図ります。 ●障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や住宅改修に対する支援を行います。	中事業	日常生活用具給付等事業費	・身体障害者(児)、知的障害者(児)及び難病患者に対し、日常生活用具を給付する。	・排泄支援用具(ストマ用器具)を中心に日常生活用具の給付等により、在宅で生活している重度障害者等の生活面での自立度を高め、社会参加の促進を図ることができた。 ・機器や用具の機能向上等に併じ、従前から日常生活用具の給付品目の追加等について要望を受けているため、近隣の給付状況や先進市の取組事例の調査とあわせて、これまでの給付実績の分析や各品目の市場価格の把握を行うなど見直しに向けた検討を進めた。	・これまで国通知や要望等を考慮し、適宜品目を追加してきたが、各品目における公費負担限度額等の見直しは行っていないため、市場価格と大きく乖離しているものも多い。 ・給付実績の分析結果等を基に、実情にあわせて給付品目や公費負担限度額となるよう整理するとともに、当事者団体等とも協議しながら事業内容・スキームの見直しを進めていく。	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課	住宅整備担当			
			中事業	住宅改修支援事業費	・高齢者等の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改修に関して、相談及び助言を行うとともに、改修費の一部を助成する。	・要支援・要介護状態等になっても、住み慣れた自宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、段差解消や手すりの設置等を行うなど高齢者等に対応した改修等に要する経費の助成を行っており、生活支援サービスの充実を図ることができている。	—	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	●	07-2-④ (高齢者支援)	高齢者保健福祉計画	高齢介護課			
	公共施設等のバリアフリー化	●「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共・民間建築物や道路、公園等の施設のバリアフリー化に取り組みます。また、誰もが安全で利用しやすいものとなるよう、施設の整備にあたってはユニバーサルデザインの考えを普及・啓発します。 ●公共施設の整備の際は、スロープの設置やオストメイト対応トイレの整備、障害のある人等の専用駐車スペースの確保など、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。	中事業	公共施設等バリアフリー化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		●誰もが円滑に移動でき、また利用しやすい交通環境の充実に向け、「尼崎市地域交通計画」に基づき、駅やその周辺のバリアフリー化など公共交通利用環境のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安全で快適な歩行空間の環境整備等に取り組みます。 ●障害のある人等のための駐車スペースの適正な利用を推進する「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の周知に取り組みます。	中事業	乗合自動車特別乗車証交付事業費	・市内に住所を有し、身体障害者手帳(1〜4級に限る)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳を所持する者に対し、市内の停留所で乗車し降車する場合に限り無料で利用できる特別乗車証(ICカード)を交付する。 ・令和3年度は交付枚数は伸び、バスの利用(負担金)は令和2年度に比べ約29%の増であり、コロナ禍の影響から緩やかな回復となっている。 ・乗合自動車特別乗車証交付事業は、高齢者移送サービス事業や福祉タクシー利用助成事業、リフト付自動車派遣事業を含め、それらの中から一つのサービスを選択できるもので、交付枚数は増加傾向にあり、日常生活における活動範囲の拡大を支援するものとして、障害者等の社会参加の促進を図ることができた。	・令和3年度の交付枚数については、コロナ禍における外出自粛の影響により、例年と比較して大幅に減少している。 ・福祉タクシー利用助成事業は、バス特別乗車証や高齢者移送サービス事業、リフト付自動車派遣事業を含め、それらの中から一つのサービスを選択できるもので、助成件数は減少傾向にあるが、日常生活における活動範囲の拡大を支援するものとして、重度心身障害者(児)の社会参加の促進を図ることができた。	—	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	福祉課	都市戦略推進担当		
	(2) 外出に係る支援	外出に係る支援	●障害のある人の地域での移動を支援するため、乗合自動車(バス)特別乗車証の交付事業や福祉タクシーの利用助成事業、リフト付自動車の派遣事業を継続して実施します。	中事業	重度心身障害者(児)福祉タクシー利用助成事業費	・対象者に尼崎市福祉タクシーチケットを交付し、タクシー利用料の一部を助成する。	・令和3年度の交付枚数については、コロナ禍における外出自粛の影響により、例年と比較して大幅に減少している。 ・福祉タクシー利用助成事業は、バス特別乗車証や高齢者移送サービス事業、リフト付自動車派遣事業を含め、それらの中から一つのサービスを選択できるもので、助成件数は減少傾向にあるが、日常生活における活動範囲の拡大を支援するものとして、重度心身障害者(児)の社会参加の促進を図ることができた。	・重度心身障害者(児)の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課	健康福祉局企画管理課	
				中事業	重度心身障害者(児)リフト付自動車派遣事業費	・対象者に尼崎市リフト付自動車派遣登録証(有効期間1年)を交付し、リフト付自動車派遣費用を助成する。	・令和3年度の交付枚数は伸び、バスの利用(負担金)は令和2年度に比べ約29%の増であり、コロナ禍の影響から緩やかな回復となっている。 ・乗合自動車特別乗車証交付事業は、高齢者移送サービス事業や福祉タクシー利用助成事業、リフト付自動車派遣事業を含め、それらの中から一つのサービスを選択できるもので、交付枚数は増加傾向にあり、日常生活における活動範囲の拡大を支援するものとして、障害者等の社会参加の促進を図ることができた。	・令和3年度の交付枚数については、コロナ禍における外出自粛の影響により、例年と比較して大幅に減少している。 ・福祉タクシー利用助成事業は、バス特別乗車証や高齢者移送サービス事業、リフト付自動車派遣事業を含め、それらの中から一つのサービスを選択できるもので、助成件数は減少傾向にあるが、日常生活における活動範囲の拡大を支援するものとして、重度心身障害者(児)の社会参加の促進を図ることができた。	・重度心身障害者(児)の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課		
				中事業	自動車運転免許取得・改修助成事業費	・身体障害者の運転免許取得や、自身が運転するために必要な自動車の改修費の一部を助成する。	・利用者件数は、年度ごとに増減はあるものの、毎年一定程度の利用があり、身体障害者の活動範囲を拡大し、生活の向上を図ることに寄与している。	・身体障害者の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。	・身体障害者の社会参加の促進を図るために、有効かつ不可欠なものとなっているため、引き続き、現行制度を維持・継続していく。	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課	
				中事業	自動車運転免許取得・改修助成事業費	・身体障害者の運転免許取得や、自身が運転するために必要な自動車の改修費の一部を助成する。	・利用者件数は、年度ごとに増減はあるものの、毎年一定程度の利用があり、身体障害者の活動範囲を拡大し、生活の向上を図ることに寄与している。	・身体障害者の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。	・身体障害者の社会参加の促進を図るために、有効かつ不可欠なものとなっているため、引き続き、現行制度を維持・継続していく。	維持(継続)	●	●	●	●	●	●	●	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策				中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5	R4	R3	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)	R5 主要 事業								R4 主要 事業	R3 主要 事業						
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																			
基本施策6: 生活環境、移動・交通																			
			●障害のある人の外出や社会参加を支援するため、移動の補助や必要な介助等を行う外出支援サービス(同行援護、行動援護、移動支援事業)を提供します。	中事業	障害者(児)移動支援事業費	・在宅障害者(児)が指定事業者からガイドヘルプサービスを受けた場合、それに係る費用の一部を事業者に支給する。	・延べ利用者数については、前年度と比較して横ばいとなっているが、コロナ禍においても障害のある人への外出支援として、自立生活等の促進に寄与した。 ※利用状況については、障害福祉計画で進捗管理	—	維持(継続)	・地域で暮らすために必要な外出支援を確保するため、今後も継続して事業を実施する。					●		06-2-③ (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課 障害福祉政策担当
				その他取組	同行援護の運用見直し		・視覚障害のある人の外出を支援する「同行援護」については、当事者団体等との協議を進め、運用(基準)の変更案をまとめた。	—	維持(継続)	・同行援護の運用変更については、令和4年4月に利用者・事業者向けの説明会を開催するなど視覚障害のある人に対して丁寧な周知等に努めるとともに、支給決定基準(ガイドライン)等を整理して、新たな運用を開始していく。					●		06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策	実施の方向性	取組項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																					
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																					
基本施策6：生涯学習活動																					
① 施設 の 整備 ・ 改善	●障害のある人が生涯学習活動を通じて、地域での交流や健康の増進、教養の向上を図れるよう、誰もが利用しやすい公共施設等の整備・改善に努めます。	●障害のある人同士の交流活動の場である「身体障害者福祉会館」の老朽化に対応するため、「尼崎市教育・障害福祉センター」への施設移転を進めます。移転にあたっては、バリアフリー改修や情報支援に係る施設の導入、併設施設(身体障害者福祉センターなど)と連携した事業運営を行うなどし、障害特性や情報・コミュニケーション支援に配慮した施設機能の向上に取り組みます。	中事業	身体障害者福祉会館移転事業費	・尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1: 5画編み)及び「身体障害者福祉会館」の移転に 関し、当該会館の指定管理者である「尼崎 障害者連盟福祉協会」の役員や会員を始め 関係者等との協議や連絡調整を丁寧に 進め、令和4年4月に改修工事を完了した。	－	維持(継続)	・移転後の会館の周知や活用に向けては、市職 等への協働に加え、自立支援協議会や市内障害 者団体等を通じて他の障害者利用の方等にも幅広く 利用してもらえるよう周知を図る。	新規	●	06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	公共施設保安担当							
			中事業	学びと活動推進事業費(各地区)	・各地区において、学びや交流の場づくりに取 り組むに当たり、生涯学習プラザ等で生涯学 習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域 予算」を柔軟に活用していく。	－	－	－	－	地域課											
			中事業	身体障害者福祉センター指定管理者 管理運営事業費	・身体障害者社会参加支援施設として、各種 の相談、啓発事業 ・利用者の自立の促進等のための機能訓練	・身障会館移転の改修工事や新型コロナウイルス 感染症拡大を受け、事業の縮小や利用時間、参 加人数の制限等を余儀なくされたが、可能な限 り、徹底した感染予防対策を講じながら事業を継 続することができている。 ・利用者からの要望を受け、体の相談会について は実施することができ、より多くのニーズに応える ことが出来た。 ・「やっちゃん部」とオープンカレッジを実施し、障 害者に対する理解啓発など、関係機関と連携す ることができ、心身障害者の福祉の増進とその社 会活動の促進を図ることができ、中核的施設 の役割を果たしている。	・引き続き、コロナ禍において、事業を継続しな ければならないため、感染状況に留意しながら、利 用者の安全・安心の対策を行うとともに、外出を 控えている利用者に対し、社会参加の促進が行 えるよう検討する必要がある。	維持(継続)	・改修工事やコロナ禍において、事業の縮小や利 用時間、参加人数の制限等を余儀なくされてい るが、徹底した感染予防対策を講じながら、可能な 限り、利用者が増加するよう、協議を進めていく。 ・感染予防対策を徹底したガイドラインを随時改 定するとともに、外出を控えている利用者が施設 利用を行うことができるよう、環境整備や広報活 動を行っている。 ・引き続き、「やっちゃん部」とオープンカレッジを 実施することにより、障害者に対する理解啓発な ど、関係機関と連携し、あらゆる場面で、心身障 害者の福祉の増進とその社会活動の促進を図り 、中核的施設の役割を果たしていく。	06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当									
			中事業	身体障害者福祉会館指定管理者管理 運営事業費	・身体障害者福祉会館の維持管理及び貸し館 業務	・新型コロナウイルス感染症拡大を受け、会館の利 用時間、参加人数の制限等を余儀なくされたが、 感染予防対策を講じながら事業を継続するこ とができた。また、こまめな消灯などの経費削減を 継続的に実施できている。	・当該施設は令和4年度に教育・障害福祉セン ターへ移転することから、移転後の効果的な事業 実施について検討が必要である。	維持(継続)	・移転に合わせて情報コミュニケーション支援 の充実に向けた取組を進めていく。	06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当									
			中事業	心身障害者(児)スポーツ大会開催 事業費(尼崎市障害者(児)スポ ーツ大会)	・重度の障害がある人も参加できるようなス ポーツ大会を本市で開催する。	・尼崎市障害者(児)スポーツ大会については、 令和4年6月11日に市内の当事者団体の代表者 で構成している「尼崎市障害者(児)スポーツ大 会実行委員会」を開催し、大会開催の可否等 に関して協議を行った。その結果を踏まえて、新 型コロナウイルスの感染状況を鑑み、大会中止 を決定した。	維持(継続)	・尼崎市障害者(児)スポーツ大会の開催にあ たっては、実行委員会において新たな種目の検 討や効果的な周知方法について協議するなど、 引き続き、イベントの活性化に向けて検討して いく。また、令和4年度についても、新型コロナウ イルスの感染状況を踏まえて、実行委員会が協議 のうえ、開催の可否を検討する。	06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課										
			中事業	心身障害者(児)スポーツ大会開催 事業費(兵庫県障害者のじぎくス ポーツ大会)	・兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の開催 に伴い、スポーツに関心のある障害者をサ ポートする。	・参加人数:33人 ・競技内容:陸上や水泳、卓球、サウンドテー ブルテニスなど	－	維持(継続)	・兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加 は、障害者スポーツに取り組み者にとって大きな 目標や励みとなるため、参加数が増加するよ う、引き続き、当事者団体等との連携を図りなが ら、広報を行っていく。	06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課									
			中事業	パラリンピック応援事業費	・聖火を採火し、市内の施設に展示すると ともに、聖火の立ち寄り先となる各施設におい て、大会の機運醸成を図るため、各種イベント を行う。また、尼崎ゆかりのパラリンピック出 場選手を応援するため、出場選手の懸垂幕設置 を行う。	・東京パラリンピックへの機運醸成するための 記念イベントとして、記念公園総合体育館や身 体障害者福祉会館、尼崎城にて、聖火ピシットや パラスポーツ体験会、パラスポーツのバネル展 示を実施した。事業を通じて、障害者スポーツ の普及啓発や共生社会の実現に向けた理解促進 に取り組んだ。	－	廃止	・東京2020パラリンピック開催に伴う事業である ため、廃止する。	●	●	06-2-④ (障害者支援)	－	障害福祉課							
			中事業	●障害のある人の文化芸術活動を推進するため、「尼崎市総合文化センター」等で開催される障害のある人の作品展や各種イベントの広報・周知に取り組みるとともに、市が開催・主催するイベント等においても、障害のある人の作品展示を呼びかけるなど、その環境づくりに努めます。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	文化特命担当	
			中事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	障害福祉政策担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念 基本理念	基本施策			中 等 事 業	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名					
	実施の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																				
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																							
重点課題2：生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																							
基本施策6：生涯学習活動																							
(1) 生涯学習活動(スポーツ・文化交流)	③ 活動の支援	●障害のある人の自らの活動も含め、より多くの市民が障害のある人の生涯学習活動に関心を持ち参加・支援できるよう、地域の関係機関(社会福祉協議会など)と連携してボランティア活動等の推進に取り組みます。また、障害のある人やその家族、地域の住民等と一緒に、自発的に行う地域活動(ピアサポートや見守り活動、ボランティア活動など)を支援し普及するため、活動経費の助成や活動内容の広報等を行います。	中事業	地域福祉推進事業費(地域福祉推進事業補助金)	・市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時支援者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員12人の配置にかかる経費を補助する。	・地域福祉ネットワーク会議では、地域のつながりづくりに向けたケアマネジャーと民生児童委員の交流会や地域活動者同士の情報交換会、医師や高校生と協力して地域活動団体向け認知症予防心の研修を取り組んだ。 ・市社協では、ボランティア活動登録者を下校時見守りや独居高齢者のごみ出し、障害児の通学支援活動等につなげたほか、拙い手の発掘のため試行的に生活支援ボランティア養成講座修了者等と市民活動団体との交流会を行った。	・地域福祉ネットワーク会議で地域課題の協議や実践が進められているが、見守りや要配慮者支援といった全市共通課題の好事例の全市展開ができていない。 ・コロナ禍での受入先の減少により、ボランティア登録者の多様な活動志向に応じた活動先確保が課題となっている。	維持(継続)	・市社協と連携し、各地区地域福祉ネットワーク会議での好事例や全市共通の課題の実践例等を各地区で共有し、取組につなげる。 ・活動希望者の多様な活動志向に応じた活動先の確保に向け、市民活動団体の把握を進め、活動希望者と市民活動団体との交流会等を実施するほか、支援を必要とする個人とのマッチングを検討する。					●		05-1-②(地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進担当					
			中事業	社会福祉関係団体補助金(ボランティアセンター事業補助金)	・市社協のボランティア活動普及啓発事業やボランティアグループ助成事業の経費の一部を補助する。	・ボランティア活動等については、登録者に具体的な活動を提示することで、下校時見守りや独居高齢者のごみ出し、ファミリーサポートセンター利用世帯の障害児の通学支援活動等につなげたほか、試行的にささえあい地域活動センター「むすぶ」等登録者や生活支援ボランティア養成講座修了者を対象とした市民活動団体との交流会を行った。	・相談受付及びコーディネーター件数が減少しているのは、コロナ禍で活動や活動者の受入先が減少しているためである。	維持(継続)	・関係部局や市社協と連携し、「むすぶ」でのマッチングによる課題解決事例を支援関係機関、市民活動団体と共有し、活動希望者に応じた活動先の確保を進め、ボランティア活動への参加を促す。 ・市社協は、活動希望者の多様な活動志向に応じた活動先の確保に向け、市民活動団体の把握を進め、活動希望者と市民活動団体との交流会等を実施するほか、支援を必要とする個人とのマッチングを検討する。						●		05-1-②(地域福祉)	地域福祉計画	福祉課				
			中事業	地域福祉推進事業費(地域福祉啓発事業補助金)	・市社協が行う地域の様々な団体が自主的に行う地域福祉活動についての理解を深めるための研修会等や地域福祉活動の周知、参加促進活動に対する助成経費を補助する。	・「むすぶ」等では、登録者に具体的な活動を提示することで、下校時見守りや独居高齢者のごみ出し、ファミリーサポートセンター利用世帯の障害児の通学支援活動等につなげたほか、試行的に「むすぶ」等登録者や生活支援ボランティア養成講座修了者を対象とした市民活動団体との交流会を行った。	・ボランティアへの参加が少ない様々な層への効果的な情報発信等、コロナ禍で活動者の受入先が減少しているため、「むすぶ」登録者等の多様な活動志向に応じた活動先の確保が課題となっている。	維持(継続)	・活動希望者の多様な活動志向に応じた活動先の確保に向け、市民活動団体の把握を進め、活動希望者と市民活動団体との交流会等を実施するほか、支援を必要とする個人とのマッチングを検討する。							●		05-1-②(地域福祉)	地域福祉計画	福祉課			
			中事業	支え合いの人づくり支援事業費(福祉課題の解決に向けた体系的な福祉の学びの場支援事業)	・市の各課が市民活動団体と連携して福祉に関する講座等を行う場合に、その費用の一部を助成する。	・地域の要支援者への理解を深めるため、尼崎市社会福祉協議会(以下「市社協」という)や障害当事者団体等と協議し、コロナ禍における支援者と要支援者双方の思いや取組を産学協賛で共有し、その内容を研修動画として作成したほか、地域福祉活動を推進するため、「防災」をテーマに尾浜地区で意見交換会を地域の会館で実施し、地域住民同士で支え合う意識の醸成につながった。	・(実績) 活動団体数 593単位福祉協会(主な活動内容) 世代間交流事業など	維持(継続)	・地域振興センターや市社協と連携し、「防災」等の身近に感じる地域課題をテーマに、多様な主体が参加・交流する学びの場づくりを行うとともに、活動のきっかけとなる地域づくりの好事例の共有を行う。							●		05-1-①(地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進担当			
			中事業	支え合いの人づくり支援事業費(支え合いを育む人づくり支援事業)	・高校生や大学生が尼崎市内で活動する市民活動団体と協働し、市内をフィールドとして取り組む授業や研究活動等の費用の一部を補助する。	・将来の拙い手づくりを進めるために、大学生や高校生とコロナ禍でも活動する自主防災会や子ども食堂活動団体とつなげる等により、9校16グループが市民活動団体と協働し、地域貢献活動に取り組んだ。 ・兵庫県立小田高校の活動を支援するための協定を締結し、生徒が民生児童委員の協力のもと要支援者の見守り活動を行う「要支援見守り・支え合い事業」がスタートし、参加した生徒から卒業後も見守り活動に参加したいといった声が続出した。	・参加者の活動への参加意識の高まりは見られたものの、コロナ禍で一緒に活動する者の確保がより困難となっていることへの不安の声もあり、参加者を地域住民や市民活動団体につなげる取組が必要となっている。	維持(継続)	・引き続き、市内の関係部局や市社協と連携し、地域活動を希望する学生等を市民活動団体につなげる。							●		05-1-②(地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進担当			
			中事業	自発的活動支援事業	・障害者やその家族、地域住民等による自発的な活動に対して、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や地域における理解の促進を図る。	・コロナ禍により募集を見送った、	・「多様な人(性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など)が知り合える場をつくる」、「マイノリティ同士が悩みや思いを共有できる」、「市の各部局や地域住民・団体と一緒に作り上げる」といった視点を意識した取組を全市へ広げたい必要がある。	維持(継続)	・取組の中に多様な人が知り合える視点が含まれているが、マイノリティを意識しながら、市内各課、地域住民、団体が共に場づくりに関わられるよう地域における顔見知りのネットワークを広げていく。							●					障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当	
			④ 活動に関する情報提供の充実	●障害のある人の生涯学習活動や交流活動等に関する情報については、市の広報誌やホームページなど様々な媒体を活用して一層の周知を図るとともに、「身体障害者福祉センター」や「身体障害者福祉会館」において、障害特性に配慮した情報提供に取り組む。																		生涯、学習！推進課 地域課	
																							福祉課 重層的支援推進担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名				
	実施の方向性	取組項目																				
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題3：共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策7：安全・安心</p>																						
① 防災 対策 の 充 実	防災 対策	●「避難行動要支援者名簿」を作成し、要支援者本人の同意を得て、消防・警察・民生委員など地域の支援関係者への名簿の提供とその活用等に取り組むことにより、「顔の見える関係」を基本とした災害時の避難支援体制づくりを進めていきます。また、障害のある人や高齢者等のうち、特に配慮が必要な人の「避難行動計画(個別支援計画)」の作成に向け取組を進めていくことで、災害時にける避難支援の充実を図ります。	中事業	災害時要支援者支援事業費	・避難行動要支援者名簿の作成・提供及び個別避難計画の作成	・市社協、地域振興センターと連携し、「共助」の取組の必要性について理解を求め、新たに2つの社会福祉連絡協議会(連協)、1つの福祉協会が名簿を受領(R3:22連協、32福祉協会)したほか、市内18地区で進めている個別避難計画の試行的取組では、10件の計画を作成し、この取組を通じて当事者と地域の支援関係者、福祉専門職との平時からの緊急連絡体制や、当事者を含めた避難経路の重要性が確認されるなど、地域全体の防災力の向上につながった。	・個別避難計画の計画的な作成等に向けて、災害リスク等に応じた対象者の把握や当事者の状況に応じた効果的な作成方法の検討を行うとともに、市社協、地域振興センターと連携し、地域の支援関係者等への働きかけを行う必要がある。	維持(継続)									10-2-⑤ (消防・防災)		重層的支援推進担当			
			中事業	災害時要支援者支援事業費	・防災学習の支援及び支援関係者等との連携の取組	・若い世代が地域防災活動の担い手となるよう、防災学習を希望する大学と地域団体をつなぐほか、学生等が地域や当事者団体、社会福祉施設と協働する防災訓練等の支援を行った。(令和3年度:4校21回)	—	—	維持(継続)									10-2-④ (消防・防災)		重層的支援推進担当		
			中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまのくらし部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・自立支援協議会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のみでオンラインを活用する等開催手段工夫し、オンライン等を開催できた。 ・あまのくらし部会において、模擬避難所体験会の開催企画を進めたほか、コロナ禍での取りこぼしやそれに対する配慮・対応をまとめ、災害時にも活用できる取組等の共有を図った。	—	・情報支援に係る各種機器を設置した移動後の会館機能も活用しながら、「あまのくらし部会」の取組を始め、災害支援に係る各種研修や自主活動等も推進していく。	維持(継続)									06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当		
			中事業	●障害のある人や事業者等の防災意識の向上を図るため、市の情報誌やホームページと様々な媒体を活用して防災情報等の一層の周知に取り組むとともに、防災をテーマとした市政出前講座や講演会、イベントの開催等に取り組めます。また、地域での自発的な防災活動や防災マップづくり等の実施にあたっては、障害のある人や福祉サービスの事業所にも参加を促すなどして、地域のつながりや「顔の見える関係」の構築に努め、地域防災力の向上につなげます。	中事業	災害対策等事業費(災害マネジメントシステム関係事業)	・災害時に発生する膨大な情報をリアルタイムで共有できる「災害マネジメントシステム」の運用	・地区消防団が発起人となり、地区自主防災会、小学校PTA、地域学校協働本部、見守りネットワーク、尼崎市社会福祉協議会(市社協)及び市が連携して地域合同の防災訓練を実施した。市社協のつながりにより、視覚障害者の参加や、小学校にチラシを配布したことで親子の参加も多くなりました。【園田】	・多様な人(性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など)が知り合える場をつくる。」「マイリライオン士が悩みや思いを共有できる。」「市の各部署や地域住民、団体と一緒に作り上げる」といった視点を意識した取組を全市へ広げていく必要がある。	維持(継続)									02-1-① (人権尊重・多文化共生)			
			中事業	支え合いの人づくり支援事業費(福祉課題の解決に向けた体系的な福祉の学びの場支援事業)	・市の各課が市民活動団体と連携して福祉に関する講座等を行う場合に、その費用の一部を助成する。	・身近な地域の要支援者への理解を深めるため、尼崎市社会福祉協議会(市社協)や障害当事者団体等と協働し、コロナ禍における支援者と要支援者双方の思いや取組を視覚的に共有し、その内容を研修動画として作成したほか、地域活動を推進するため、「防災」をテーマに尾浜地区で意見交換会を地域の会館で実施し、地域住民同士で支え合う意識の醸成につながった。	・参加者の活動への参画意識の高まりは見られたものの、コロナ禍で一緒に活動する者の確保がより困難となっていることへの不安の声もあり、参加者を地域住民や市民活動団体につなげる取組が必要となっている。	維持(継続)											05-1-① (地域福祉)		重層的支援推進担当	
			中事業	防災対策等事業費(災害マネジメントシステム関係事業)	・災害時に発生する膨大な情報をリアルタイムで共有できる「災害マネジメントシステム」の運用	・災害マネジメントシステムの運用を開始し、防災総合訓練において、運用方法を検証するなど、対策本部の情報処理能力向上に努め、災害時の対応策の充実強化に取り組んだ。	・防災情報伝達システムと災害マネジメントシステムを連携させる中で効果的な情報発信等を行い、訓練を通じて分析能力を高め、操作技術の向上に努める必要がある。また、災害時のドローンの活用についても検討を進める必要がある。	維持(継続)												10-2-① (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局企画管理課
			中事業	防災対策等事業費(防災情報伝達システム関係事業)	・アナログ式戸別受信機及び防災ラジオに代わる新たな情報伝達手段として、携帯電話網を活用した「防災情報伝達システム」の運用	・「防災情報伝達システム」について、令和4年度の出水期までの導入に向けて、システム構築並びに地域への事前説明など、着実に取組を進めた。	・今後、情報取得手段がない方への情報発信についてデジタル機器以外の情報伝達手段の一端の充実を検討する必要がある。	維持(継続)												10-2-④ (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局企画管理課
			中事業	新型コロナウイルス感染症対策事業費	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民等に対し、ホームページやSNS等での情報発信に加え、コミュニティ連絡板等でのポスター掲示や広報車により市内を巡回する啓発パトロール等の感染予防に係る啓発を行う。	・新型コロナウイルス感染症に係る取組として、ホームページやSNS、屋外拡声器、広報車、地域での掲示による情報発信をはじめ、街頭での啓発活動を実施した。	・引き続き、感染再拡大の防止が求められる中、多層的な伝達手段による市民等への情報発信に努める必要がある。	維持(継続)												10-2-④ (消防・防災)	地域防災計画 国民保護計画	災害対策課
			中事業	身体障害者福祉会館移転事業費	・尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)に基づき、老朽化した身体障害者福祉会館を教育・障害福祉センターに移転するため、必要な整備等を進める。	・障害のある人の災害時の情報取得につながるよう、身体障害者福祉会館の移転工事にあわせて、「自覚光音警報補助装置」の設置工事を行い、施設機能の向上に取り組んだ。	・移転後の会館については、併設する身体障害者福祉センターと同様に、福祉避難所として指定・運用していきけるよう、指定管理者等との協議・調整を進めていく。	維持(継続)												06-2-④ (障害者支援)		障害福祉政策担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	実施の 方向性	取組 項目																		
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																				
重点課題3：共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																				
基本施策7：安全・安心																				
(1) 防災対策	③ 避難所の 充実	中事業	防災対策等事業費		・防災総合訓練や非常用物資の備蓄等を行うとともに、災害時に発生する膨大な情報を全庁的にリアルタイムで共有できる災害マネジメントシステムの運用などにより、防災体制の充実を図る。	・備蓄計画の更新を行い、長期保存が可能な食品やアレルギー対応の食品にも食べやすい食品やアレルギー対応の食品に見直しを行い、高齢者・乳幼児・女性・アレルギー疾患の方などへの配慮を含めた備蓄品目の充実を図った。 ・備蓄場所については、令和2年度までの19ヶ所に「立花地域振興センター」を加え、計20ヶ所に拡大した。	・備蓄場所については、さらなる拡大に向けて地域内のバランスも考慮しながら検討する必要がある。	維持(継続)		・備蓄計画に基づき備蓄品の配備を進め、分散備蓄について、現在の20箇所から各地区小学校1校への配備の拡大を進め、26箇所とする。				●	●	10-2-② (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局企画管理課		
			災害時要援護者支援事業費		・福祉避難所の指定等	・3老人福祉施設、1障害福祉サービス事業所の計4施設を新たに福祉避難所に指定した(令和4年3月末44施設)また、開設運営マニュアルの作成支援を行い、2施設でマニュアルを作成した。	—		維持(継続)		・要支援者の避難先確保に向け、施設等への働きかけや福祉避難所指定施設のマニュアル作成支援を行う。				●	●	10-2-⑤ (消防・防災)		重層的支援推進担当	
	④ 関係機 関等との 連携	中事業																		福祉課
																				災害対策課(危機管理安全局企画管理課)
										維持(継続)										障害福祉政策担当 福祉課
⑤ 緊急通 報等の 充実	中事業	在宅高齢者等あんしん通報システム事業費		・急病や事故等の緊急時に迅速、適切な援助や、お元氣コールを行うことで、独居の高齢者、障害者等の日常生活の安全確保と不安の解消を図る。	・新たに携帯電話型機器の導入や近隣協力員を不要にする等により、新規加入者が令和2年度の33件から令和3年度の197件と大幅に増加した。また、要支援者システムに利用者情報の項目を追加し、民生児童委員に当該情報が記載された高齢者名簿兼避難行動要支援者名簿の提供を行った。 ・令和3年度に緊急通報システム普及促進事業から在宅高齢者等あんしん通報システムへの見直しを行ったが、利用者への周知に努め、円滑に移行することができた。	・あんしん通報事業については、利用が必要な高齢者等に事業等の情報が伝わるよう、効果的に事業を周知する必要がある。	維持(継続)		・利用が必要な高齢者等に事業などの情報が伝わるよう、効果的に事業を周知する必要があることから、各種広報媒体や地域団体等を通じて、広く周知を図っていく。				行革	●	●	07-2-④ (高齢者支援)	高齢者保健福 祉計画	高齢介護課		
																			消防局企画管理課 (情報指令課)	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名				
	実施の 方向性	取組 項目																				
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																						
重点課題3：共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																						
基本施策7：安全・安心																						
(2)	防犯対策、消費者保護	防犯対策の推進及び被害者からの救済の防止	① 防犯対策の推進																生活安全課			
			●警察や防犯協会、地域の団体等との連携強化や広報・啓発活動の推進を図り、犯罪被害の抑止・防止対策に取り組みます。また、障害のある人への広報・啓発にあたっては、当事者団体と協力して取り組みます。																			生活安全課
			●聴覚等に障害のある人の緊急通報手段となる「110番アプリ」や「ファックス110番」(兵庫県警察)の利用の啓発に努めます。																			障害福祉課
			② 消費者トラブルの防止																			生活安全課
			●消費者トラブルに関する情報の積極的な発信や、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行うとともに、障害のある人の特性に配慮した電話やファックス等による消費生活相談の環境の整備に努めます。また、関係機関等と連携を図るなど消費者トラブルの防止や被害からの救済に取り組みます。	中事業	消費生活安全推進事業費	・巡回講座等の啓発活動を通じ、悪質業者に騙されない賢い消費者になるための自立を支援するとともに、多量債務を含めた消費生活相談の実施により、被害に遭った消費者を救済する両輪の取組で、消費者の健全な消費生活を支える。	・巡回講座等の啓発活動や、市報やホームページなどによる効果的な情報発信を通じて、消費者被害に遭いやすい高齢者や成年年齢が引き下げられた若年者などが、悪質業者に騙されない賢い消費者になるための自立を支援できた。	・成年年齢の引き下げに伴い、18歳・19歳は親の同意を受けずに契約ができるようになることから、高校とも連携を図る中で、消費者被害を未然に防止できるよう啓発等に取り組んでいく必要がある。	維持(継続)	・消費行動の心構えや契約の重要性などを身近に学習できる巡回講座等の啓発活動を通じ、賢い消費者になるための自立を支援するとともに、特に若年者については、成年年齢の引き下げを踏まえ、高校と連携を図るなど取組を強化する。								09-1-③ (生活安全)	防犯戦略	生活安全課		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	実施の 方向性	取組 項目																
基本理念： 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																		
重点課題3： 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																		
基本施策8： 権利擁護、啓発・差別の解消																		
(1) 権利 擁護	① 成年 後見 制度 の 利用 等 に よる 権利 擁護 の 推進	●障害等により判断能力が不十分な人が、財産管理や在宅サービスの利用等で自己に不利な契約を結ぶことがないよう、「成年後見等支援センター」において、成年後見制度等の利用支援を行います。また、後見には至らないが支援が必要な人に対しては、社会福祉協議会が実施する「日常生活支援事業(福祉サービス利用援助事業)」に対して補助を行うことで、適切なサービス等が提供できるよう努めます。	中事業	社会福祉関係団体補助金(地域福祉権利擁護事業補助金)	・市社協が実施する福祉サービス利用援助事業(成年後見制度の利用に至らないが、判断能力に不安のある高齢者等を対象に金銭管理等を行う事業)に係る経費の一部を助成する。				維持(継続)					●		05-2-② (地域福祉)	地域福祉計画	福祉課
		●「成年後見等支援センター」で窓口相談や専門相談会を実施するなど、広く権利擁護にかかわる相談を受け、関係機関等と連携して対応するとともに、個別ケースの支援にあたっては、相談支援事業所など関係機関が役割分担のうえ、連携した支援につながるよう「地域連携ネットワーク」機能の強化を図ります。また、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及・啓発など一体的な支援に取り組めます。	中事業	権利擁護推進事業費 成年後見制度利用支援事業費(障害福祉費)	・成年後見等支援センターを設置・運営し、成年後見に係る専門的な知見を背景に相談から対応、その後の支援まで一体的に行うとともに市民後見人の養成等を行うことで、高齢者・障害者の権利擁護を図る。 ・市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。	・地域福祉計画改定において、成年後見制度利用促進を図る計画を内包させるとともに、成年後見等支援センターを権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として位置付け、成年後見制度利用までの期間短縮等の拡充施策を取りまとめた。 ・成年後見制度の利用にあたり申立を行う難障がない人を対象に実施する市長申立について、成年後見等支援センターにおいて市民後見人の受任に向けて受任調整を行い、家庭裁判所に対し候補者の推薦を行った。 ・成年後見制度の周知啓発のため、民生児童委員や居宅介護支援事業所、精神障害者家族会、生活支援サポーター養成研修などにおいて、計10回(R2:5回)の研修を実施した。	・成年後見制度の市長申立について決定までに時間が要していること、またそれにより支援者の負担が軽減されないことが課題である。 ・成年後見制度の認知度が低く、市民や事業所等に対して、引き続き制度の周知を進めることが必要である。		変更(新規・拡充・行革)	拡充	● ●		05-2-② (地域福祉)	地域福祉計画	北部福祉相談支援課			
		●障害者虐待の防止や早期発見に向け、虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、「障害者虐待防止センター」において常時の通報受付体制を確保し、市民等から通報があった場合には迅速な対応に努めます。 ●障害のある人への虐待が発生した場合は、「障害者虐待防止センター」において、被虐待者やその養護者に対する相談・支援等に取り組めます。また、被虐待者の安全の確保や虐待者に対する支援等も重要であるため、センターでのOJT・研修等による人材育成や関係機関との連携強化など支援体制の確保に取り組めます。	中事業	障害者虐待防止対策事業費	・障害者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援等を行う。	・障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待事例の対応にあたった(令和3年度通報・相談件数38件。うち、虐待認定1件)。 ・国の報酬改定により、令和4年度から全てのサービス事業所に「虐待防止委員会」の設置等が義務付けられるため、既存のネットワーク会議(相談・就労・地域生活)の参加事業所に加えて、障害児通所支援事業所も対象とした「合同研修会」を開催し、当該制度や今後必要となる対応等の周知・啓発を進めた。 ・周知方法として令和3年度は、緊急通報先を記載したウェットティッシュを作成し、窓口に設置した。	・障害者虐待に係る通報件数やその対応件数は一定の水増しで推移しており、引き続き、支援体制の確保や担当職員の支援力・判断力の向上や緊急通報先の周知をしていく必要がある。		維持(継続)		● ●		06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当 南北障害者支援課			
														● ●		06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当 南北障害者支援課

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念 本質	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名			
	施策の 方向性	取組 項目																			
基本理念 ：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																					
重点課題3 ：共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																					
基本施策8 ：権利擁護、啓発・差別の解消																					
(2) 理 解・ 啓 発 活 動 及 び 差 別 解 消	②	差別 解 消 へ の 取 組 の 充 実	<p>●障害のある人が社会的障壁を感じることなく、社会のあらゆる場面で積極的に活動できるよう、障害者差別解消法の趣旨や重要性、障害の特性や必要な配慮等について、市民や事業者など地域への周知・啓発を進めます。また、「障害者差別解消支援地域協議会」を定期的に開催し、差別事例の共有やその解消に向けた取組、地域への効果的な啓発手法等について協議します。</p>	<p>中事業 差別解消・コミュニケーション支援等 検討事業費</p>	<p>・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。 ・障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。</p>	<p>・障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、相談対応事例の共有や啓発パンフレットの効果的な活用等について協議を進めた。</p>	<p>・障害者差別解消法の認知度は、令和元年度に実施した障害がある人向けアンケート調査結果で14.0%(参考:平成29年7月 11.3%)、令和3年度に実施した市民意識調査で34.2%となっており、依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化等の措置が今後3年以内に施行されることから、一層の制度周知や啓発が求められる。</p>	維持(継続)	<p>・障害者差別解消法や各制度の周知・啓発に向けては、啓発パンフレットの学校等への配布や市政出前講座を実施するとともに、引き続き協議会において、障害特性や差別事例を市民に分かりやすく伝えるための啓発手法や、今後3年以内に施行される改正法の民間事業者への周知方法等について協議していく。</p>					●	●	06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課			
																					ダイバーシティ推進課
						<p>●障害を理由とする差別の相談等に対して、障害福祉の窓口をはじめ、庁内関係部署で適切に対応するとともに、相談内容や対応事例等の共有を図ります。また、必要に応じて、人権相談の窓口や「兵庫県障害者差別解消相談センター」につなげるなど、連携を図ります。</p>															
																			ダイバーシティ推進課		

尼崎市障害者計画の関連事業等一覧

基本理念	基本施策		取組内容(第4期)	中核事業	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名					
	実施の 方向性	取組 項目																					
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策9: 情報・コミュニケーション、行政等における配慮</p>																							
<p>(1) 情報の利用のしやすさ</p> <p>① 情報提供の充実</p>	<p>●障害のある人に必要な情報を提供するため、「市報あまがさき」や「市議会だより」、「選挙のお知らせ」などの広報誌の点字・音声版を発行するとともに、福祉サービス等の内容をまとめた「福祉の手引き」や「あまがさき介護保険だより」等についても一部点字で作成します。また、市のホームページの活用や情報支援に係る機器の導入など障害特性に配慮した情報取得の環境づくりに取り組み、一層の広報と利便性の向上に努めます。</p>	中事業	点字あまがさき発行事業費		市内在住の視覚障害者(1・2級)向けに「市報あまがさき」の内容を点訳した「点字あまがさき」を希望者に届ける(平均17部)。	・市政情報の提供及び共有という面において、必要であると考え。また、視覚障害者がある人を対象としたものとしては、「声の広報」と併せて有効な手段として一定の効果を得られている。 ・令和2年度の実績値については、新型コロナウイルス感染症に対する情報を掲載した特別号を含む計13回の合計値となっている。	-			視覚障害のある人を対象とした市政情報の提供及び共有という面において、必要性は高く、阪神間他都市も実施していることから継続して実施する。									広報課				
		中事業	声の広報発行事業		市内在住の視覚障害者(1・2級)向けに「市報あまがさき」の内容をCDまたはデジタル図書に収録した「声の広報」を希望者に届ける(月平均6部(内訳:デジタル版50部、CD版13部))。	・発行部数は例年微減ではあるものの、市政情報の提供及び共有という面において、必要であると考え。また、視覚障害者があり、かつ点字が読めない人を対象としたものとしては、「声の広報」と併せて有効な手段として一定の効果を得られている。 ・令和2年度の実績値については、新型コロナウイルスに対する情報を掲載した特別号を含む計13回の合計値となっている。	-			視覚障害があり、かつ点字が読めない人を対象とした市政情報の提供及び共有という面において、必要性は高く、阪神間他都市も実施していることから継続して実施する。									広報課				
		その他取組	市議会だよりの作成 選挙のお知らせの作成						-	維持(継続)	-											・議会事務局総務課 ・選挙管理委員会事務局	
		中事業	介護予防普及啓発事業費		介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。	・広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行、字版・CD版の作成・配付合計:点字160、CD220(6月・12月各点字80、CD110)		-		維持(継続)	-											介護保険事業担当	
		中事業	介護保険制度普及啓発事業費		介護保険制度に対する市民の理解を深めるため、広報を行う。	・広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行、字版・CD版の作成・配付合計:点字160、CD220(6月・12月各点字80、CD110)		-		維持(継続)	-											介護保険事業担当	
		中事業	心身障害者(児)対策啓発事業費		市民に対する障害者への正しい理解と認識を深めるための事業を実施するほか、各種サービスの周知を図る。	・障害者に対する福祉サービス等を記載した「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得時や研修会等に配布する。		-		維持(継続)	-								06-3-① (障害者支援)	障害者計画		障害福祉課	
		中事業	インターネット活用事業費		本市ホームページを通じて、積極的な情報の提供と説明を行うことにより、市民や事業者等と行政の情報共有化を図る。	・令和2年度から引き続き新型コロナウイルス感染症関連情報を発信したため、アクセス数はやや減少したものの高水準であった。 ・新型コロナウイルス感染症関連情報の効果的な発信のため、引き続きトップページに内部リンクを設定したほか、コロナ禍の新しい生活様式に合わせて、オンラインでできる手続きをまとめた領域を設ける等の改修を実施した。	・スマートフォンの普及に伴い、よりスマートフォンによる利用に即した情報提供等を行う必要がある。			拡充												広報課	
		中事業	日常生活用具給付等事業費		身体障害者(児)、知的障害者(児)及び難聴患者に対し、日常生活用具を給付する。 (視覚障害)視覚障害者用ポータブルコーダー、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計など (聴覚障害)聴覚障害者用情報受信装置など	・これまででも国通知や要望等を考慮し適宜品目を追加してきたが、各品目における公費負担限度額等の見直しまでには行っていないため、市場価格と大きく乖離しているものも多い。	・日常生活用具については、給付実績の分析結果等を基に、実情にあわせた給付品目や公費負担限度額となるよう整理するとともに、当事者団体等とも協議しながら事業内容・スキームの見直しを進めている。		拡充										06-3-① (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画		障害福祉課	
		中事業	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費		軽・中度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成する。	・助成件数は、例年増減はあるものの、一定のニーズがあり、軽・中度難聴児の健全な発音の支援や保護者の経済的な負担軽減を図ることができた。		-		維持(継続)										06-3-① (障害者支援)			障害福祉課
		中事業	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業		障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。	・コロナ禍における情報支援の取組として、本庁舎と身体障害者福祉センターに点字プリンターや音声・拡大読書器を設置するとともに、今後の活用方法について協議・検討を行った。 ・コロナワクチンの接種等に係るお知らせを点字と墨字による文書として作成・送付することで、点字表示による発送希望者やその家族等の情報取得のしやすさにつながった。				維持(継続)											06-3-① (障害者支援)	障害者計画	
中事業	視覚障害のある人等に対して、対面朗読の実施や点字図書及び録音図書の郵送貸出を行う。		視覚障がい者等に対して、対面朗読の実施や点字図書及び録音図書の郵送貸出を行う。 ・視覚障がい者の読書活動をサポートする様々な機器の紹介や、点字作業の実演などの事業を実施し、図書館における障がい者サービスの重要性を市民に啓発する。	・視覚障がい者が点字図書や録音図書を提供し、一般図書が利用困難な市民に対しても読書活動が行える環境を整備した。 <令和3年度 主な実績> (貸出) ・点字図書(利用者数 458人 貸出点数 669点) ・録音図書(利用者数 3,032人 貸出点数 4,087点) (事業) ・対面朗読(延べ46人参加) ・バリアフリー読書展(36人参加) ・人にやさしい読み書き機器展(34人参加)	・利用者の高齢化やインターネットによる録音図書の普及により、利用者が減少している。			維持(継続)										01-1-④ (地域コミュニケーション・学び)			中央図書館		

尼崎市障害者計画の関連事業等一覧

基本理念	基本施策		中核事業	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画(マスタープラン)	担当所属名
	実施の方向性	取組項目															
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																	
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																	
基本施策9: 情報・コミュニケーション、行政等における配慮																	
(1) 情報の利用のしやすさ	② 意思疎通支援の充実	<p>●障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、意思疎通支援者の派遣事業の継続的な実施と一層の周知に取り組むとともに、遠隔手話サービスを導入するなど支援の充実を図ります。また、意思疎通支援者の確保に向けて、養成講座の受講促進や受講者の課題修了につなげるため、各講座の周知や受講者に対する支援等に取り組めます。</p>	中事業	意思疎通支援事業	<p>・聴覚障害者等が、社会生活上外出が必要不可欠な時に、事前に登録してある対象者に対して、手話通訳者等を派遣する。また、その手話通訳者等を養成する。</p>	<p>・意思疎通支援者の養成にあたっては、コロナ禍においても各養成講座の全管理を実施すること。受講生(修了者)数の確保に努めた。なお、令和3年度の養成講座修了者数は全体で45人であった。 ・コロナ禍における情報支援の取組として「医療機関等において手話通訳者の同行を断られるような事例が生じなかったため、実際の利用までは至らなかった。</p>		<p>・意思疎通支援者養成講座の修了者数は一定維持しているものの、依然として派遣登録者数は増えない状況が続いている。</p>	変更(新規・拡充・行革)	<p>・意思疎通支援事業(派遣・養成)の安定的な運営に向けて、支援者(手話通訳・要約筆記など)の派遣単価の引上げなど処遇面の改善や養成講座修了者の派遣登録を促すための取組等について検討している。</p> <p>・失語症者向け意思疎通支援者の養成は、専門性が高いこと等もあり受講者数は少ないが、失語症者の障害特性やニーズに応じた意思疎通支援の早期実施に向け、引き続き、県及び政令市・中核市と連携しながら取組を進めていく。</p>	拡充		●	●	06-3-③ (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課
		<p>●「尼崎市手話言語条例」に掲げる手話とろう者への理解や手話の普及の一層の推進に向けて、市民を対象とした手話講習会など様々な啓発活動を行うとともに、「聴覚障害者コミュニケーション支援センター」と連携・協力しながら、地域への周知に取り組めます。また、「尼崎市手話言語条例実施推進協議会」を定期的に開催して、手話関連施策の評価・検証や地域課題の共有、地域への効果的な啓発手法等について協議します。</p>	中事業	手話言語普及啓発事業費	<p>・尼崎市手話言語条例に基づき、手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及を促進するため、手話ハンドブックや啓発パンフレットを作成するほか、市民等を対象とした体験講座を開催する。</p>	<p>・手話の普及等に向けては、市民向け講座の案内や普及啓発用の動画を本庁舎で流すほか、子ども向け講座の参加条件の見直しや広報を工夫したことにより、市民等向け啓発講座全体(2講座9回)の参加者数は97人と大幅に増加した。 ・市内の聴覚障害者団体にも意見を伺いながら、「きこえないってどんなこと」をテーマとした人権教育啓発用リーフレットを作成し、教育機関等へ配布することで一層の理解と普及につなげた。 ・本庁中核市階の聴覚障害者コミュニケーションセンターに常設した情報発信用のモニターによる、市民向け講座の案内や普及啓発用動画の放映を行い、手話の普及啓発に取り組んだ。 ・障害者週間に合わせ、12月後半に市民課前待合ロビーにて手作りのイラストによる手話表現の掲示や手話パンフレットなどの配布を行った。</p>	<p>・コロナ禍での影響もあったが、事業者向け講座等は依然として参加者数が少なく、より効果的な開催や広報の手法等を検討していかなければならない。</p>	維持(継続)	<p>・手話の普及等に向けては、広報冊子の配布先の拡大(市内小学校や手話サークルなど)やSNS等を活用した広報を進めていくとともに、引き続き協議会において、効果的な講座開催等について協議していく。</p>		●	●	06-3-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課		
		<p>●障害者に配慮した情報・コミュニケーション支援の推進に向けて、施設移転により情報支援に係るAVリニア改修を行う「身体障害者福祉会館」と併設施設となる「身体障害者福祉センター」に情報支援に係る機器を導入し、それら施設機能を活用して、障害のある人の情報取得や伝達等を支援します。また、施設の福祉避難所としての役割も考慮し、災害や緊急時における円滑な情報支援について施設管理者等と協議を行うとともに、こうした取組の手法や効果を様々な事業や取組への展開につなげます。</p>	中事業	身体障害者福祉会館移転事業費	<p>・尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1、再編)に基づき、老朽化した身体障害者福祉会館を教育・障害福祉センターに移転するため、必要な整備等を進める。</p>	<p>・障害者に配慮した情報・コミュニケーション支援については、身体障害者福祉会館の移転工事にあわせて、「音声情報装置」や「Wi-Fi」等の設置工事を行い、施設機能の向上に取り組んだ。 ・障害の種類等によって必要な施設機能や配慮等が異なることから、指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」の該施設、聴力部、聴力部のそれぞれと丁寧に協議や説明を行い、移転後の会館に設置する情報支援機器等の調整と整理を進めた。</p>	<p>・移転後の会館に設置する情報支援機器等の整備や活用方法について、引き続き、指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」と丁寧に協議を行っている必要がある。</p>	維持(継続)	<p>・身体障害者福祉会館の移転にあわせて、「聴覚障害者用情報受信装置(アイドロン4)」や「音声認識アプリケーション(声文字)」や「音声読み上げ装置(ブラストーク)」や「視覚障害者総合情報ネットワーク(サジェ)」など情報支援に係る各種機器を設置することで、障害者に配慮した情報・コミュニケーション支援に係る施設機能の向上を図っている。 ・併設する身体障害者福祉センターを含めて、障害のある人が各種講座・活動への参加や災害時も含めた各種情報の取得がしやすくなる施設運用等に取り組んでいくことで、情報支援にも配慮した活動拠点としている。</p>	新規	●	●	06-3-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当		
		<p>●身体障害者福祉センターにおいて、点字や手話、パソコン、スマートフォンなど情報支援に関する各種講座を開催します。また、開催にあたっては障害者に配慮した周知方法に努めるとともに、利用者等のニーズを把握するなど、講座内容の充実に取り組めます。</p>	中事業	身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費		<p>・コロナ禍や身体障害者福祉会館の移転に伴う改修工事が一部講座を中止したが、障害のある人が多様な手段を活用して情報を利用できるよう、「スマホ体験講座」や中途失聴者を対象とした手話講座など、延べ8講座を開催した。</p>	<p>・会館の移転にも合わせて、導入した情報支援に係る各種機器の活用方法を検討するほか、障害のある人が各種講座・活動への参加や災害時も含めた各種情報の取得がしやすくなる施設運用等に取り組んでいく。</p>	維持(継続)	<p>06-3-③ (障害者支援)</p>	障害者計画	障害福祉政策担当						
(2) 行政等における配慮	① 市職員等の理解と配慮	<p>●障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、市職員に対して「職員対応要領」に関する研修を行うとともに、管理職に対しては、職場における合理的配慮の研修を行います。また、研修受講者を募集する際は、情報支援など必要な配慮を行います。</p>	中事業	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	<p>・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組をすすめていくため、地域の関係機関と構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。</p>	<p>・市職員の障害への理解・啓発に向けては、新任課長と新採職員を対象とした職員対応要領等の研修や手話研修を継続して開催した。</p>	<p>・市職員の障害への理解・啓発に向けては、新任課長と新採職員を対象とした職員対応要領等の研修や手話研修を継続して開催した。</p>	維持(継続)	<p>・市職員の障害への理解・啓発に向けては、差別解消に関する各種制度や「職員対応要領」等を新任課長や新採職員に対する必須研修として継続していくとともに、日々の業務の中で心がけるべき内容や具体例をまとめた職員ハンドブックを作成し、周知することを進じ、意識や対応力の向上を目指している。</p>	●	●	06-3-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課			
		<p>●障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、市職員に対して「職員対応要領」に関する研修を行うとともに、管理職に対しては、職場における合理的配慮の研修を行います。また、研修受講者を募集する際は、情報支援など必要な配慮を行います。</p>	中事業	障害者雇用推進等事業費	<p>・障害者雇用促進法及び本市の障害者活躍推進計画に基づき、障害者を会計年度任用職員として任用するハードルオプスup×3(アップスリー)事業など、障害のある職員が能力を發揮できるように、職場の理解促進を図り、働きやすい職場環境を整える取組を進める。</p>	<p>・障害者活躍推進研修では、全所属長を対象に、合理的配慮をテーマに30分の動画を実施した。 ・障害者週間(12/3-9)に合わせ、「合理的配慮を学ぼう」をテーマに、事例を5日連続日替わりで庁内電子掲示板に掲載した(閲覧数:113-193件・延べ824件)。</p>	<p>・障害者活躍推進計画の取組の一環として、所属長向けの合理的配慮に係る研修や掲示板を活用した啓発活動、尼崎市版チャレンジ雇用「ハードフルオプスup×3」の事業活動等により、合理的配慮を知らない職員の割合は改善してきている。</p>	維持(継続)	<p>・障害者活躍推進研修の受講対象者の拡大</p>	●	●		能力開発支援担当				
		<p>●市職員等に対して、障害や障害のある人への理解促進や手話・善談等に関する研修等を実施するとともに、情報支援に係る機器の導入や市が主催するイベント等への意思疎通支援者の配置を行うことで、適切な対応に取り組めます。</p>	中事業	意思疎通支援事業費(市主催行事等)	<p>・聴覚障害者への情報保障を確保するため、市主催の講演会等において手話通訳者や要約筆記者を配置することなど、合理的配慮を行う。</p>	<p>・市主催の講演会等における意思疎通支援者の配置について、当該事業費で対応した。(令和3年度:1件)</p>	-	廃止	<p>・市主催行事等に係る意思疎通支援者の配置など、合理的配慮の提供については、引き続き、職員研修等を実施し、今後は各担当所属での責務・対応としている。</p>	行革	●		06-3-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課		
		<p>●市職員等に対して、障害や障害のある人への理解促進や手話・善談等に関する研修等を実施するとともに、情報支援に係る機器の導入や市が主催するイベント等への意思疎通支援者の配置を行うことで、適切な対応に取り組めます。</p>															

尼崎市障害者計画の関連事業等一覧

項 目 名	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
	策 の 方 向 性	取 組 項 目																	
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																			
基本施策9: 情報・コミュニケーション、行政等における配慮																			
(2) 行政等における配慮	② 選挙に関する配慮	<p>●点字や音声等による候補者情報の提供や障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。また、移動に支援が必要な障害のある人に配慮した投票所の段差解消や投票所内の設備・備品の設置など、投票所における投票環境の向上に努めます。</p>	その他 取組																選挙管理委員会事務局
		<p>●投票用紙への記載が困難な選挙人に対して選挙事務に従事する職員が代理で投票を補助するなど、障害のある人が円滑に投票するための必要な支援について、各投票所の従事者に十分な周知を図ります。また、指定施設等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。</p>	その他 取組																